

平成 29 年 9 月 15 日
第 17 回教育委員会資料
教育部 学校給食課

立川市学校給食共同調理場から提供した給食に
起因する集団食中毒に関する報告書

立川市教育委員会

平成 29 年 9 月

報告書の発行にあたり

この度は、本市学校給食共同調理場から提供しました給食に起因する集団食中毒により、保護者の皆様や何より児童の皆様につらい思いやご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。

心よりお詫び申し上げます。

この集団食中毒につきましては、2月17日（金）の夕方から児童、教職員に嘔吐、下痢、腹痛等の症状が発症しました。同日の深夜に多くの児童が医療機関を受診しているとの報告があり、食中毒の可能性があるため2月18日（土）の早朝から多摩立川保健所による調査、検査が実施されました。

2月20日（月）は4校で休校措置としたほか、授業を実施した学校においては、消毒や手洗いの励行など二次感染の予防の徹底を図りました。また、家庭に対しても二次感染予防に関する周知を行いました。

多摩立川保健所による調査・検査が進む中、2月24日（金）に行われた東京都福祉保健局の記者会見では、今回の案件が学校給食共同調理場から提供した給食に起因するノロウイルスによる集団食中毒と断定されました。

また、2月28日（金）の東京都福祉保健局の記者会見では、2月16日（木）に提供した給食の親子丼に使用した「キザミのり」が原因食材であったことが明らかになりました。

その後、本市では学識経験者や医師等で構成される「学校給食共同調理場における食中毒再発防止対策検討委員会」を設置し、3回にわたり同検討委員会において協議を重ね、学校給食の再開に向けた「提言書」を3月10日（金）にいただき、本市の再発防止策を3月13日（月）にまとめました。

この再発防止策に沿って給食再開に向け準備を進め、多摩立川保健所から最終の確認を受け、3月21日（火）と22日（水）に給食を提供（再開）しました。

今回の食中毒の事案につきましては、保護者、児童をはじめ多くの方にご迷惑、ご心配をおかけしましたが、二度とこのような事案が発生しないよう再発防止策を徹底し、安全な学校給食を提供してまいります。

平成29年4月
立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

立川市学校給食共同調理場から提供した給食に 起因する集団食中毒に関する報告書

…………… 目次 ……………

I 立川市学校給食共同調理場から提供した給食に起因する集団食中毒の概要	
1 事案覚知 -----	p4
2 多摩立川保健所の検査・調査 -----	p4
3 食中毒の原因 -----	p5
4 学校給食共同調理場Bブロック献立 -----	p7
5 症状を発症した児童の在籍小学校と発症者数 -----	p8
6 児童への対応 -----	p11
7 給食提供停止と再開について -----	p11
8 休校措置 -----	p12
9 欠席の取り扱い -----	p12
10 衛生面での対応 -----	p12
II 再発防止策	
1 学校給食共同調理場における食中毒再発防止対策検討委員会 -----	p13
2 検討委員会開催状況 -----	p13
3 学校給食の再開に向けて（提言書） -----	p14
4 再発防止対策 -----	p18
III 保護者説明会	
1 説明会日程・参加保護者数 -----	p20
2 説明会従事職員 -----	p20
3 説明会次第 -----	p20
4 説明会配付資料 -----	p21
5 説明会での主な質疑内容 -----	p21
IV 医療費補償等について	
1 就学援助認定世帯等に対する支援 -----	p29
2 医療費等補償 -----	p29

V 食中毒事案への対応（時系列）	-----	p32
------------------	-------	-----

VI 安全・安心な学校給食の提供に向けた取組

1 安全・安心な学校給食を提供するために	-----	p44
2 情報提供について	-----	p44
3 二次感染の予防について	-----	p45
4 休校措置の取り扱い	-----	p45
5 医師会等との連携について	-----	p46
6 危機管理対応マニュアルの見直し	-----	p46

..... 資料編

資料 1 食中毒の発生について～立川市立小学校における給食による食中毒～	-----	p47
平成 28 年 2 月 24 日 東京都福祉保健局資料		
資料 2 立川市立小学校における給食による食中毒（第 2 報）	-----	p50
～食材の検査結果が判明しました～		
平成 28 年 2 月 28 日 東京都福祉保健局資料		
資料 3 ノロウイルスについて	-----	p52
資料 4 食中毒発病までの時間・症状など一覧表	-----	p53
資料 5 商品回収に関するお詫びとお知らせ	-----	p55
平成 29 年 2 月 28 日 (株)東海屋資料		
資料 6 弊社商品による食中毒事件についてのお詫び	-----	p57
平成 29 年 3 月 14 日（火）～17 日（金）の保護者説明での(株)東海屋資料		

I 立川市学校給食共同調理場から提供した給食に起因する集団食中毒の概要

立川市学校給食共同調理場から2月16日（木）に提供した給食に起因する集団食中毒により、立川市立小学校7校の児童、教職員が嘔吐、下痢、腹痛等の症状を発症しました。

この事案の概要については次のとおりとなります。

1 事案覚知

2月17日（金）・16時25分に第九小学校の給食主任の教員より5・6時限目に児童6人、教員1人に嘔吐、腹痛等の症状があったとの報告が学校給食課にありました。

このことを受け、第九小学校と同じBブロックの小学校6校に現況を確認しました。確認の結果、第十小学校で3人、南砂小学校で1人の児童が同様の症状を発症しているとの報告がありました。このことを多摩立川保健所へ連絡しましたが、保健所の感染症担当によると同一校で10人以上の発症がなければ報告の必要はないとのことでした。

同日、23時過ぎに学校給食課の嘱託栄養士から小学校の保護者からの情報として、嘔吐、下痢、腹痛等の症状を訴える児童28人が市外の病院で受診しているとの連絡が学校給食課給食係長に入りました。また、市内、市外の病院で20人ほどが同様の症状で受診しているとの情報が多摩立川保健所からありました。

なお、学校給食共同調理場から給食を提供しているBブロックの小学校は第九小学校、第十小学校、けやき台小学校、南砂小学校、若葉小学校、松中小学校、新生小学校の7校となり、Aブロックの小学校は第八小学校、西砂小学校、幸小学校、大山小学校、柏小学校、上砂川小学校の6校となります。

2 多摩立川保健所の検査・調査

市内複数校の児童が発症していることから、多摩立川保健所は学校給食が原因の食中毒の可能性があるとし、2月18日（土）・5時45分から7時まで、保健所の職員2名が学校給食共同調理場内の検査を実施しました。また、2月16日（木）、17日（金）の2日分の給食検体を検査するため、食材等を採取しました。2月24日（金）には2月15日（水）分の食材等を追加採取しました。

その他、多摩立川保健所が実施した検査・調査は次のとおりです。

1) 食材・給食に関する検査

- ・食材検査（原材料）
- ・保存食検査（2月16日（木）、17日（金）A・Bグループ 計51検体）
- ・追加保存食検査（2月15日（水）Aグループ 1検体）

2) 学校給食共同調理場に関する検査

- ・拭き取り調査（Bブロック調理工程の調査 34検体）
- ・追加拭き取り調査（2月27日（月）実施 7検体）

3) 調理従事者等に関する検査・調査

- ・検便（調理員 85 人、市栄養士 5 人）
- ・調理工程に関する聞き取り調査（Bブロック）

4) 症状が発症した児童、教職員に関する検査

- ・検便（300 個の容器を配布）

5) 小学校 7 校の児童への調査

- ・「中毒調査用紙」による調査（児童全数調査）

3 食中毒の原因

東京都が行った調査により、2月16日（木）に学校給食共同調理場から提供した「親子丼」に使用した「キザみのり」が食中毒の原因であることが2月28日（火）に判明しました。

○2月24日（金）東京都福祉保健局記者会見資料より抜粋。資料1参照。

食中毒の発生について

～立川市立小学校における給食による食中毒～

多摩立川保健所は、本日（2月24日）に、下記の理由により、本件を当該施設が調理・提供した給食を原因とする食中毒と断定した。

- ・患者の共通食は、当該施設で調理・提供した給食の他にはない。
- ・複数の患者のふん便からノロウイルスを検出し、患者の症状が同ウイルスによるものと一致していた。
- ・患者が通学又は通勤する小学校において、感染症を疑う情報がない。
- ・本日、患者を診察した医師から食中毒の届出があった。

検査関係 2月24日 正午現在	検査実施機関：東京都健康安全研究センター 患者ふん便：86検体 40検体からノロウイルスを検出 (35検体は検査中) 患者吐物：1検体 ノロウイルスを検出 調理従事者ふん便：90検体 検査中（ノロウイルスは陰性） 拭き取り検体：34検体 ノロウイルス及び食中毒起因菌陰性 食品：51検体 ノロウイルス及び食中毒起因菌陰性
-----------------------	--

*前頁の資料は平成 29 年 2 月 24 日（金）時点での検査結果ですが、最終の調査結果は次のとおりです。（多摩立川保健所からの情報提供）

- 患者ふん便：114 検体のうち 94 検体からノロウイルスを検出。
- 調理従業者ふん便：90 検体はノロウイルス及び食中毒起因菌陰性。
- 食品：52 検体はノロウイルス及び食中毒起因菌陰性。
- 拭き取り検体：41 検体はノロウイルス及び食中毒起因菌陰性。

○2 月 28 日（火）東京都福祉保健局記者会見資料より抜粋。資料 2 参照。

立川市立小学校における給食による食中毒（第 2 報）

～食材の検査結果が判明しました～

平成 29 年 2 月 24 日（金）に発表しました、立川市学校給食共同調理場が調理・提供した給食を原因とする食中毒に関連し、下記のとおり、検査結果等が判明しましたので、お知らせいたします。

1 検査結果（2 月 27 日（月）現在）

2 月 16 日（木）の給食の親子丼に「キザミのり」が使用されており、仕入れ先に保管されていた同じ賞味期限の未開封製品 15 検体のうち、4 検体からノロウイルスを検出しました（検査機関：東京都健康安全研究センター）。

2 ノロウイルスの遺伝子検査結果

当該「キザミのり」及び患者 7 名のふん便並びに 1 名の吐物から検出したノロウイルスの遺伝子配列検査を実施したところ、一致しました。

3 当該品への対応について

都は、当該品の製造者を管轄する大阪市に対し、検査結果を通報するとともに、流通状況の調査を依頼しました。

大阪市は、当該製造者に回収を指導し、製造者が自主回収しています。

4 学校給食共同調理場Bブロック献立

2月15日（水）から17日（金）までに学校給食共同調理場からBブロック7校に提供した給食の献立は次のとおりです。

○2月15日（水）

区 分		内 容
パン		—
牛乳		○
デザート		デコポン
献立名		ジャージャーめん、ワンタンスープ
材 料	炭水化物・脂質	蒸し中華めん、油、砂糖、でんぷん、ごま油 ワンタンのかわ
	タンパク質・無機質	牛乳、豚肉、大豆、みそ、鶏肉
	ビタミン・食物繊維	たけのこ、人参、玉ねぎ、しいたけ、ねぎ にんにく、生姜、白菜、にら、デコポン

○2月16日（木）

区 分		内 容
パン		—
牛乳		○
デザート		いよかん
献立名		親子丼、うど入りすまし汁
材 料	炭水化物・脂質	米、砂糖、でんぷん
	タンパク質・無機質	牛乳、鶏肉、かまぼこ、卵、のり、豆腐
	ビタミン・食物繊維	玉ねぎ、にいじん、しいたけ、みつば、うど、ねぎ いよかん

○2月17日（金）

区 分		内 容
パン		ミルクパン
牛乳		○
デザート		フルーツポンチ
献立名		鶏肉のトマト煮、パセリポテト
材 料	炭水化物・脂質	ミルクパン、じゃがいも、砂糖、油、りんごゼリー
	タンパク質・無機質	牛乳、鶏肉、いんげん豆
	ビタミン・食物繊維	玉ねぎ、トマト、にんじん、しめじ、パセリ にんにく、もも、みかん、パインアップル

5 症状を発症した児童の在籍小学校と発症者数

嘔吐等の症状が発症した児童が在籍する小学校は、第九小学校、第十小学校、けやき台小学校、南砂小学校、若葉小学校、松中小学校、新生小学校の7校です。この7校は学校給食共同調理場のBブロックの小学校となります。

なお、学校給食共同調理場から給食を提供している13校のうちBブロック7校については、同様の症状が出ている場合は在籍の小学校へ連絡を入れるよう小学校から保護者へ依頼し、症状が出ている児童等の全体状況の把握を進めました。

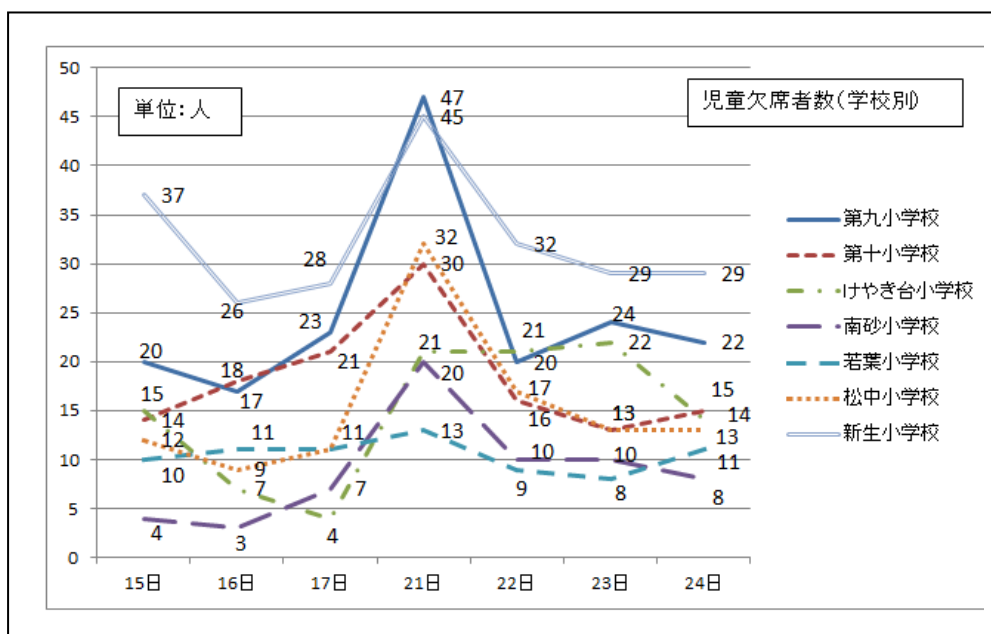
Bブロック7校の欠席者数、嘔吐等の症状があらわれた人数の累計は次のとおりです。なお、Aブロック6校からは発症の報告はありません。

【児童欠席者数】 2月15日（水）～24日（金）

単位：人

学校名	在籍児童数	15日	16日	17日	21日	22日	23日	24日
第九小学校	531	20	17	23	47	20	24	22
第十小学校	335	14	18	21	30	16	13	15
けやき台小学校	494	15	7	4	21	21	22	14
南砂小学校	332	4	3	7	20	10	10	8
若葉小学校	243	10	11	11	13	9	8	11
松中小学校	412	12	9	11	32	17	13	13
新生小学校	472	37	26	28	45	32	29	29
計	2,819	112	91	105	208	125	119	112

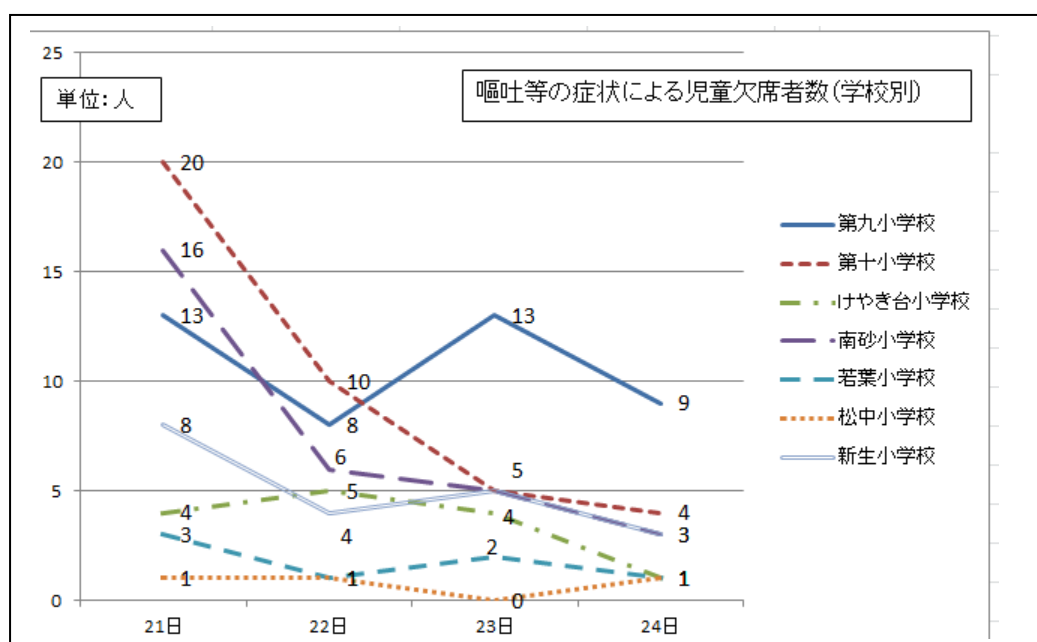
*2月20日（月）の欠席児童数は第十小学校が68人、若葉小学校が16人、松中小学校が53人となり、第九小学校、けやき台小学校、南砂小学校、新生小学校の4校は休校としました。



前頁の欠席児童のうち、嘔吐等の症状により2月21日（火）から24日（金）までに欠席した児童の数は次のとおりです。

【嘔吐等の症状による児童欠席者数】 2月21日（火）～24日（金） 単位：人

学校名	在籍児童数	21日	22日	23日	24日
第九小学校	531	13	8	13	9
第十小学校	335	20	10	5	4
けやき台小学校	494	4	5	4	1
南砂小学校	332	16	6	5	3
若葉小学校	243	3	1	2	1
松中小学校	412	1	1	0	1
新生小学校	472	8	4	5	3
計	2,819	65	35	34	22



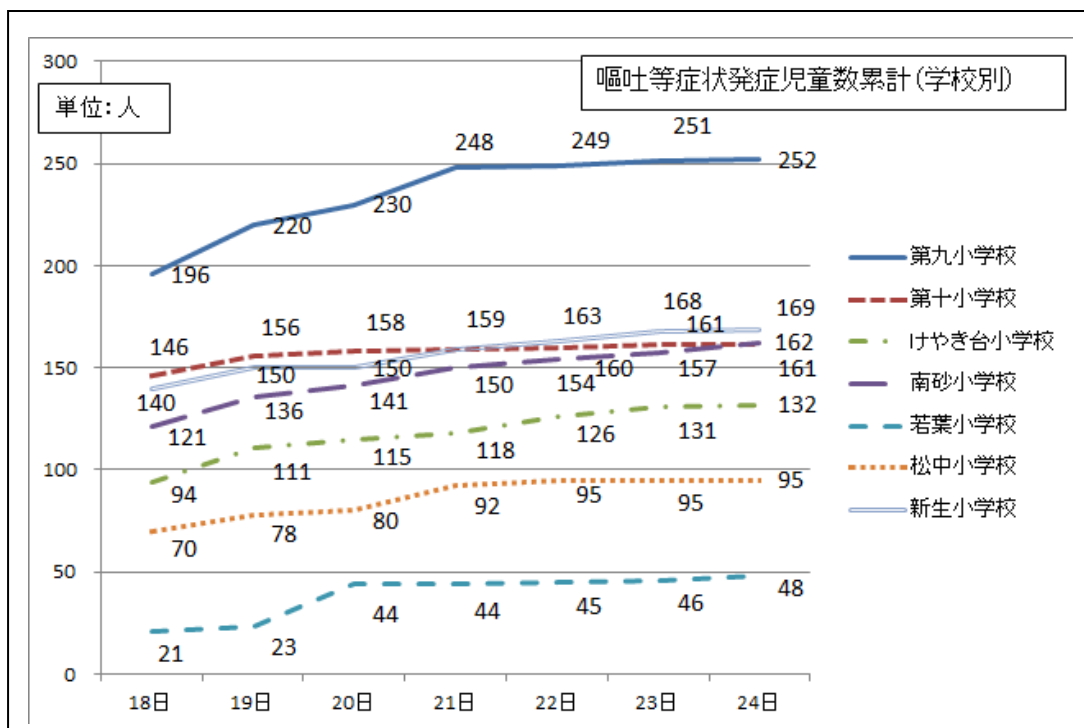
【嘔吐等症状発症児童数累計】 2月18日(土)～24日(金)

単位：人

学校名	在籍児童数	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日
第九小学校	531	196	220	230	248	249	251	252
第十小学校	335	146	156	158	159	160	161	161
けやき台小学校	494	94	111	115	118	126	131	132
南砂小学校	332	121	136	141	150	154	157	162
若葉小学校	243	21	23	44	44	45	46	48
松中小学校	412	70	78	80	92	95	95	95
新生小学校	472	140	150	150	159	163	168	169
計	2,819	788	874	918	970	992	1,009	1,019

*発症者数は累計の数字であり、回復傾向にある者、今回の事案に起因しない病気等で同様の症状を訴えている者も含まれています。また、2月24日(金)までに嘔吐等の症状が発症した教職員は7校で79人です。

教職員発症者内訳：第九小学校24人、第十小学校8人、けやき台小学校13人、南砂小学校12人、若葉小学校7人、松中小学校7人、新生小学校8人。



【入院者数】

入院した児童は9人となり、主な症状は激しい嘔吐、脱水症状等でした。2月18日（土）に3人、20日（月）に1人、21日（火）に4人、22日（水）に1人が退院しました。

【医療機関受診者数】

多摩立川保健所が実施した「中毒調査用紙」による調査の結果、児童と教職員523人が医療機関を受診しました。医療機関の内訳は市内医療機関が367人、市外医療機関が154人、医療機関名不明が2人です。

単位：人

区分	児童	教職員	合計
市内医療機関	362	5	367
市外医療機関	150	4	154
医療機関名不明	2	0	2
合計	514	9	523

6 児童への対応

各学校では児童の体調を毎朝確認し、体調がすぐれない場合は適切な対応を行いました。心理面でのケアも必要となるため、スクールカウンセラー等を活用し、児童の「こころのケア」を実施するとともに指導主事を該当校へ派遣するなど、学校への支援を実施しました。

また、支援要請のあった学校へは教育支援課から心理職を派遣し、児童の観察や面談を実施しました。

7 給食提供停止と再開について

当初は学校給食共同調理場からの給食提供は2月20日（月）から24日（金）まで5日間停止することとし、保護者へは弁当を持参するよう学校を通じて連絡しました。

また、東京都の決定が未定のため、2月23日（木）には給食提供停止を3月3日（金）まで延長することとしました。また、2月24日（金）に東京都の決定及び措置が出されましたので、児童の安全を最優先に考え、給食提供停止期間を3月末までとすることを同日決定しました。

その後、3月10日（金）に「学校給食共同調理場における食中毒再発防止対策検討委員会」からの「学校給食の再開に向けて（提言書）」を受け、本市としての再発防止対策をまとめ、これを徹底するとともに、多摩立川保健所の最終確認を受け、3月21日（火）、22日（水）に学校給食を提供（再開）しました。

この2日間の給食については保護者から給食費は徴収せず、公費により賄いました。

なお、3月15日（水）から17日（金）にかけて教育部管理職、統括指導主事、指導主事、学校給食課栄養士等がけやき台小学校を除く6校に出向き、お詫びを伝えるとと

もに、給食再開にあたり安全な給食を提供する準備を進めていることを児童集会等において児童へ説明しました。

8 休校措置

児童の発症者数や回復状況、教員の態勢等を総合的に判断して2月20日(月)は次の取り扱いとしました。

【授業実施】：第十小学校、若葉小学校、松中小学校(3校)

【休校措置】：第九小学校、けやき台小学校、南砂小学校、新生小学校(4校)

なお、休校する4校の児童が利用している学童保育所は、2月20日(月)朝から開所しました。

2月21日(火)以降は休校措置を取った学校はありません。7校ともに授業を実施しました。

9 欠席の取り扱い

臨時休校をした4校は、その日数を授業日数から除きます。

嘔吐等の症状により欠席した場合「出席停止」の取り扱いとしました。

10 衛生面での対応

2月20日(月)に全小中学校に手洗いの徹底、ドアノブ等の消毒実施、適切汚物処理に関する通知を発出するとともに、2月22日(水)に臨時校長会を開催し徹底を図る様再度指示しました。

また、保護者向けにも同様の通知を小中学校から発出し、家庭内においても衛生面での適切な対応を図っていただくようお願いしました。

なお、消毒に必要な消毒液、マスク、手袋、ぞうきんについては適宜学校へ配送しました。

II 再発防止策

学校給食共同調理場からの学校給食提供を停止している間、学識経験者や医師等による「学校給食共同調理場における食中毒再発防止対策検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、学校給食共同調理場からの給食提供の再開に向けて、具体的な再発防止策を検討しました。

1 学校給食共同調理場における食中毒再発防止対策検討委員会

「学校給食共同調理場における食中毒再発防止対策検討委員会」の委員構成は次の5人となりました。

(敬称略)

	氏名	選出区分	役職
委員長	岡 部 直 士	学識経験者	東京都立川食品衛生協会会長
副委員長	竹 口 甲 三	立川市医師会	立川市医師会理事
委 員	石 田 裕 美	学識経験者	女子栄養大学栄養学部教授
委 員	伊佐間 茂 樹	立川市薬剤師会	立川市薬剤師会理事
委 員	早 川 和 男	関係行政機関	多摩立川保健所所長

2 検討委員会開催状況

検討委員会は委員のほか、教育長、教育委員会事務局職員とともに、学校給食共同調理場で調理、配送、回収、食器等洗浄を委託している(株)グリーンハウスの職員も出席し、食材調達や調理工程等について委員へ説明しました。

回	開催日時・会場	議題
第1回	平成29年3月2日(木) 19時～21時20分 学校給食共同調理場	(1) 平成29年2月発生 立川市食中毒事案の概要について (2) 学校給食共同調理場の事業について (3) 食中毒の再発防止について (4) その他
第2回	平成29年3月6日(月) 19時～20時30分 立川市役所210会議室	(1) 食材料の調達について (2) 調理過程における加熱・非加熱について (3) 衛生管理について (4) その他
第3回	平成29年3月8日(水) 19時～20時 立川市役所210会議室	(1) 提言に向けて (2) その他

3 学校給食の再開に向けて（提言書）

立川市学校給食共同調理場における食中毒再発防止対策検討委員会で3回協議を重ね、同検討委員会から平成 29 年 3 月 10 日（金）に次のとおり「学校給食の再開に向けて（提言書）」をいただきました。

学校給食の再開に向けて（提言書）

平成29年2月に発生した立川市の学校給食共同調理場（以下、「共同調理場」という。）から提供した給食に起因するノロウイルスによる食中毒を受け、このような事態を二度と起こさないために、当委員会において今回の原因に対する改善にとどまらず、様々な点から検討し、必要な対策を次の3点からまとめました。

- 1 食材料の調達に関する対策
- 2 共同調理場での調理工程における対策
- 3 共同調理場の調理従事者および施設・設備の衛生管理に関する対策

これらについて、検討した内容は、下記のとおりです。

1 食材料の調達に関する対策

食材料選定の際、次のことを行い、これらによって安全性が確認できないものについては、選定を控えるのが望ましいと考えます。

（1）一部の加工品の調達においては、次のことを実施する。

①これまでも提出を求めていた原材料、原産地及び加工地・加工場、成分分析、非遺伝子組換えを証する書類に加え、次の書類提出を求める。

ア) 製造工程表

・特に、加熱殺菌の方法・温度・時間の記録

イ) 微生物検査結果

・一般生菌、大腸菌群、黄色ブドウ球菌等の確認ができるもの

ウ) 製品の納入工程図

・製造元から共同調理場に納入されるまでの工程

・特に、製造者以外の事業者の関わりの有無や加熱処理後の充填方法が確認できるもの

②加工場における従業員の衛生管理状況を確認する。

ア) 従業員の検便実施状況

イ) 従業員への衛生研修の実施状況など

なお、給食の再開にあたっては、「一部の加工品」に該当する食材料を明確にするよう、提案します。

また、安全性の確認は、新規食材料を選定する際に納入事業者を介して行い、その後の確認頻度は、食材料の使用量や使用頻度に応じて検討してください。

(2) 上記(1)に該当する加工品のうち、非加熱食材料については、納入事業者に対し、新たに食材料の『ノロウイルス非感染検査証明書』の提出を求める。

なお、「共同調理場で加熱調理しない食材料の一律使用禁止」という意見もありましたが、学校給食という特性上、『食教育』という観点とのバランスを考慮し、当委員会としては、食材料調達の際のチェックを厳密に行う前提のもと一律禁止までは求めないこととしました。

2 共同調理場での調理工程における対策について

安全性を確認した食材料においても、万が一を想定し、共同調理場での調理工程において、次のことを行う必要があると考えます。なお、下記(1)及び(2)はすでに実施されているとのことですが、重要事項として、再確認をお願いします。

(1) 原則として、食材料は共同調理場における調理工程において加熱調理(75℃以上1分間以上の確認として85℃以上の確認、ノロウイルス汚染のおそれがある食品の場合は85～90℃で90秒間以上の確認)を徹底(加熱殺菌)して行い、その記録を徹底する。

(2) 例外として、果物やミニトマトのように、加熱調理せずに提供する食材料については、国の学校給食衛生管理基準に沿った洗浄・消毒を行う。

・立川市の共同調理場においては、三槽シンクの2槽目において、電解次亜水(有効塩素濃度50ppm)による3分間程度の洗浄・消毒を行う。

(3) 上記の加熱や洗浄・消毒により、食品の使用目的が損なわれる食材料については、記述の「1食材料の調達に関する対策」に示した方法で安全を確認した上で使用・提供する。

例: 「〇〇ごはん」の『もと』(ゆかり、わかめ、なめし等)

漬物(福神漬、たくわんなど)

ゼリーやヨーグルト等のカップ入りデザート

3 共同調理場の調理従事者および施設・設備の衛生管理に関する対策

今回の食中毒の原因となったノロウイルス汚染の防止においては、共同調理場の調理従事者等への衛生管理について、より徹底していくことが重要と考えます。今回の食中毒発生の際の東京都の調査結果などからは、当施設における衛生管理は相当程度に実施されていたものと捉えます。しかし、『食中毒を二度と起こさないためには、より一層の努力が必要』と考え、今後、実施を検討してほしいことを挙げました。

(1) 調理従事者のトイレ使用について

①用便後、蓋をしてから流すことや温水洗浄の使用を徹底する。

②トイレは、清掃・消毒を徹底し、清潔を保つ。

これらは、トイレを介して感染が拡大するのを防ぐ目的です。便にノロウイルスが含まれている場合、蓋をせずに流すと、ノロウイルスがその後90分間程度、その空間に漂ってしまうという研究結果があることから、トイレの使用方法にも注意が必要です。

(2) 調理従事者の手洗いの徹底や作業内容に応じた適切な手袋の使用の徹底
食中毒の予防に大切なこととして、調理従事者の十分な手洗いが挙げられます。手洗い時間に個人で差が生じないように、また十分な手洗いができているかについて、手洗いチェッカーなどを使用し、定期的に点検・教育することが必要です。

さらに、手袋を着用する作業を明らかにし、その着用を徹底した上で、適切な使用を行うよう教育していくことが必要です。

(3) 調理室内で調理従事者がおう吐した場合の対策と訓練の実施

①吐物処理BOXを室内に常備すること。

②室内でおう吐した人への対応として、状況に応じて適切な対応をはかり、速やかに責任者へ報告するなど、その対応方法をマニュアル化し、調理従事者に周知・徹底しておくこと。

③室内でおう吐があった場合を含め、様々なケースを想定し、その対応について、シミュレーションを行うこと。

(4) 調理従事者のノロウイルス検査

共同調理場においては、ノロウイルスが流行する時期に、これまでも調理従事者の検便によるノロウイルス検査が実施されています。しかし、その実施時期については、再考を求めます。

共同調理場の冬期休業明けなど、より適切な時期で実施されるよう、提案します。

その他に、あってはならないことですが、万が一食中毒が発生してしまった場合のことを考え、次のことについての検討も提案します。

(1) 食材料や調理済み給食の微生物検査の実施

日々の食材料や調理済み給食について、検食の保存にとどまらず、微生物検査を自ら定期的に実施することにより、調理及び作業工程管理上に問題がないことを確認しておくことが必要です。万が一食中毒が発生してしまった場合にも、迅速な原因の判明につなげていくことができます。

(2) 食材料の衛生検査用試料（保存食）の保存

食中毒及びその疑いが生じた場合にその発生源を特定するため、国の学校給食衛生管理基準においては、原則として食材料の一定量の保存を義務付けています。

しかし、常温で保存できる乾物や缶詰等、一部の食材料については、同基準において保存対象から除かれています。今回、立川市において食中毒の原因となった「海苔」はこの保存対象から除かれた食材でした。

今後は、同基準で保存対象から除かれた食材料であっても、非加熱で使用する場合には、保存することが必要と考えます。

(3) 調理従事者等の喫食について

今回発生した食中毒において、調理従事者にノロウイルス感染者はいませんでした。しかし、仮に感染者がいた場合、発生した食中毒について、感染経路を明らかにすることができない可能性が高くなります※1。

文部科学省が学校給食衛生管理基準を改正する際に、「調理従事者がその日に調理した給食を喫食することで、給食内容の向上につながる」旨を示していることから、立川市の共同調理場においては調理従事者が喫食をしているとのことですが、この喫食のあり方については関係機関等とも相談し、様々な観点から検討することを提案します。

※1 食中毒の原因となる病原性微生物等が、調理従事者が元々保菌していたものなのか、給食を喫食したことにより当該調理従事者が保菌するに至ったのかがわからなくなり、どの時点で混入したかを特定しにくくなる。

(4) 発症した児童等の登校再開について

今回の食中毒において、発症した人が出た学校は7校でしたが、学校を休校にするか等の対応は、罹患した児童・教員数などから学校により異なっていました。

二次感染の防止という点からは、一定期間休校するという方法も必要と考えます。学校運営との兼ね合いもあって休校期間の設定など難しい面があると思われませんが、発症後の学校運営について、関係団体とも協議を行い、最良の方法を検討してください。

以上が、当委員会において食中毒を二度と起こさないための対策として提言するものです。

学校給食は子どもたちの健全な発育・発達のために欠かせません。この提言を踏まえ、立川市として対策の運用等を検討していただき、立川市の児童・保護者に信頼される安全で安心な、おいしい給食が再開されるよう、強く望みます。

4 再発防止対策

検討委員会の提言をもとに、学校給食の再開に向けて3月13日（月）に次のとおり、本市の食中毒再発防止対策をまとめました。今後は、二度とこのような事案を起こさないよう再発防止策を徹底することとしました。

学校給食の再開に向けて

～立川市学校給食共同調理場における食中毒再発防止対策～

平成29年2月に発生した学校給食に起因する食中毒を受け、立川市学校給食共同調理場における食中毒再発防止対策検討委員会の提言をもとに、食中毒を二度と起こさないために次の対策を講じる。

1 食材料の調達に関する対策

今回の食中毒は「キザミのり」が原因食材であった。この製造事業者を管轄する大阪市によると、製造事業者は海苔の加工を委託し、その委託事業者の衛生管理に問題があったとしている。そのため、食材料選定の際、次のことにより安全性を確認する。

(1) 原材料、原産地及び加工地・加工場、成分分析、非遺伝子組換えを証する書類の他、下記項目については書式を統一して提出させる。

①製造工程表：特に加熱殺菌の方法・温度・時間の記録

②微生物検査結果：一般生菌、大腸菌群、黄色ブドウ球菌等の確認ができるもの

③製品の納入工程図

ア) 製造元から共同調理場に納入されるまでの工程

イ) 特に、製造者以外の事業者の関わりの有無や加熱処理後の充填方法が確認できるもの

(2) 加工場における従業員の衛生管理状況を確認する。

①従業員の検便実施状況

②従業員への衛生研修の実施状況

なお、主な食材料は、下表のとおりとする。

種類	主な食材料
小麦粉加工品	蒸し中華めん 冷凍うどん
こんにゃく	こんにゃく 白滝
大豆加工品	豆腐 油揚げ 生揚げ がんもどき
魚肉加工品	かまぼこ ちくわ さつま揚げ なんと
食肉加工品	ハム ベーコン ソーセージ
卵加工品	うずら卵
乳加工品	チーズ バター 生クリーム ヨーグルト
半加工品	焼売 春巻 餃子 コロケ
缶詰	コーン・トマト・たけのこ缶
海そう	のり わかめ こんぶ

※製造工程で加熱した食材であっても、今回の「キザみのり」のように調理工程外で非加熱として使用する場合、納入事業者に対し、(1)及び(2)に加え、新たに食材料の『ノロウイルス非感染検査証明書』を提出させる。

2 共同調理場での調理工程における対策について

共同調理場においては、安全性を確認した食材料についても、調理工程において次のことをすでに実施しているが、さらなる徹底を図ることとする。

- (1) 原則として、食材料は共同調理場における調理工程において加熱調理（75℃以上1分間以上の確認として85℃以上1分間の確認、ノロウイルス汚染のおそれがある食品の場合は85～90℃で90秒間以上の確認）を徹底（加熱殺菌）して行い、記録をとる。
- (2) 例外として、果物やミニトマトのように、加熱調理せずに提供する食材料については、国の学校給食衛生管理基準に沿った洗浄・消毒を行う。
 - ・立川市の共同調理場においては、三槽シンクの2槽目において、電解次亜水（有効塩素濃度50ppm）による3分間程度の洗浄・消毒を行う。

3 共同調理場の調理従事者および施設・設備の衛生管理に関する対策

共同調理場における衛生管理は、国の学校給食衛生管理基準や給食調理場HACCP対応安全衛生マニュアル等に基づき対応を図っている。今回の食中毒の原因となったノロウイルス汚染の防止として、次の対応を図るとともに、引き続き衛生管理の徹底に努める。

- (1) 調理従事者のトイレ使用方法及びトイレの清掃・消毒の徹底
- (2) 調理従事者の手洗いの徹底
- (3) 調理室内で調理従事者がおう吐した場合の対策とシミュレーションの実施

Ⅲ 保護者説明会

今回の給食に起因する集団食中毒の概要、食中毒の原因と再発防止策、医療費等の補償について説明するため、3月14日（火）から17日（金）まで、Bブロック7校において保護者説明会を開催しました。

1 説明会日程・参加保護者数

日程	学校名	参加保護者数
平成29年3月14日（火）	第九小学校	24人
	第十小学校	24人
平成29年3月15日（水）	南砂小学校	11人
	新生小学校	11人
平成29年3月16日（木）	けやき台小学校	11人
	若葉小学校	8人
平成29年3月17日（金）	松中小学校	23人
計		112人

*説明会の時間は19時～21時。

2 説明会従事職員

説明者：教育長、教育部長、教育総務課長、学務課長、学校給食課長
学校給食課管理係長、給食係長、栄養士

従事職員：教育総務課、学務課、指導課、学校給食課職員

(株)東海屋：代表取締役、専務取締役、営業部長、営業副部長

(株)東海屋代理人弁護士4人

*3月14日（火）、15日（水）、16日（木）は2校で説明会を開催したため、教育長は時間を区切り2校の説明会に出席。

3 説明会次第

- 1) 教育委員会からのお詫び
- 2) 説明者紹介、説明会の進め方説明
- 3) 経過について説明
- 4) 質疑応答
- 5) 補償内容について説明（東海屋）
- 6) 質疑応答
- 7) 閉会のあいさつ

4 説明会配付資料

- 1) 「立川市学校給食共同調理場から提供した給食に起因する集団食中毒に関する保護者説明会資料」
 - 2) 「弊社商品による食中毒事件についてのお詫び」(東海屋) 資料6参照
- *上記資料については学校を通じて説明会翌日に当該校の児童の保護者全員へ配付しました。

5 説明会での主な質疑内容

1) 情報発信について

【質問 1-1】食中毒に関する保護者への情報発信について

【回答 1-1】2月18日(土)の午前中には教育委員会から各校へ連絡し、保護者へ情報を発信するよう依頼をした。

【質問 1-2】情報発信が学校任せになっていないか。

【回答 1-2】事案覚知後の情報発信のあり方については、保健所や医療機関等とも連携して、その方法などを改善していきたい。

【質問 1-3】子どものことなので早く情報提供してほしかった。

【回答 1-3】「原因などは不明」ということも含めて今後速やかに情報発信していきたい。また、情報媒体についても検討し、この事案の総括の中で示していきたい。

【意見 1-4】保護者の一人として同じ保護者の皆さんに伝えたい。口コミに惑わされないためにも、学校給食共同調理場をぜひ一度見学してほしい。今回確かに保護者は被害者だが、今は「保護者」「学校」「行政」が協力して対処するときだと思う。

【回答 1-4】ぜひ、学校給食共同調理場の見学と給食の試食をしていただきたい。

2) 保健所への報告について

【質問 2-1】「同一校で10人以上の発症がなければ報告の必要はない」という保健所の基準について、その「10人」はどんな根拠によるものか。

【回答 2-1】このことは市からの問い合わせに対する保健所からの回答を記載したものととなる。今回の事案を教訓として保健所へ伝えるとともに、今後とも保健所とも連携して取り組む必要がある。

3) 食中毒原因食材について

【質問 3-1】原因は「キザミのり」で間違いないのか。和歌山県御坊市の食中毒との関連はあるのか。

【回答 3-1】和歌山県御坊市の食中毒が発生した時点では原因食材は不明であった。その後、2月27日（月）に大阪市から連絡があり、御坊市と立川市が関連していることが判明した。（東海屋）

【質問 3-2】東海屋の品質管理体制はどのようなものだったのか。

【回答 3-2】2か月に一度、サンプリング検査を行っていた。（東海屋）

【質問 3-3】食中毒発生当初、2月17日（金）に提供した給食を疑ったのはなぜか。ノロウイルスの潜伏時間を考えると16日（木）の給食を疑うべきではなかったのか。

【回答 3-3】ノロウイルスに感染した場合、喫食後数時間で発症する人もいるため、17日（金）に提供した給食が原因の可能性もあったが、17日（金）の給食と確定した発表はしていない。

【質問 3-4】食材のノロウイルス検査は、どれくらいの時間がかかるのか。

【回答 3-4】ある程度の時間が必要と聞いている。短期間では難しい。

【質問 3-5】(株)東海屋としての委託業者の選定基準は。

【回答 3-5】今回事故を起こした下請け業者とは30年以上の取引があり、20年前から刻み加工を委託している。同じ地域の業者ということで委託していた。（東海屋）

【質問 3-6】今回の原因食材は海苔であったが、責任は全て(株)東海屋にあるのか。

【回答 3-6】学校給食の提供、食材料の調達は市の責任において行っている。その意味で市にも責任がある。ただし、調理従事者と調理施設には問題がなかったことは申し添える。

4) 食中毒の発症者について

【質問 4-1】学校や学年で発症者の差があった理由は。

【回答 4-1】発症者に差があったことの原因については不明である。保健所の調査においても、仕入れ先から回収した全ての海苔からノロウイルスが検出されたわけではなかった。

【質問 4-2】食中毒の原因となったメニューを、Aブロックの6校でも15日（水）に食べているが、なぜAブロックでは食中毒が発生しなかったのか。

【回答 4-2】AブロックとBブロックでは「キザミのり」の納品日が違っていた。また、仕入れ先に保管してあった在庫商品の検査においても15検体中4検体からノロウイルスが検出された。ロットが違ったかどうかは保健所でも把握できていないが、その可能性はある。

5) 二次感染について

【質問 5-1】今回、二次感染もあったと思うが、その統計はとっているのか。

【回答 5-1】保育園や中学校から報告があったが二次感染の全体状況は把握できていない。

【質問 5-2】教室に感染予防キットはあるのか。二次感染を防ぐため、吐物処理のシミュレーションを含め準備しておく必要があるのでは。

【回答 5-2】教室単位ではないが、学校には感染予防キットはある。今回はこれを使用していた。シミュレーションについては、教職員、児童にとっても大切なことと考え今後体制を整えていきたい。

【質問 5-3】学校の消毒はいつまで実施するのか。

【回答 5-3】終了時期は決めていないが当面は卒業式の頃まで行い、それ以降の実施方法等については学校と調整する。

6) 食材調達について

【質問 6-1】全ての食材が食中毒の原因となる可能性があるため、その品質管理はどのように行っているか。

【回答 6-1】加熱殺菌の記録、納入までの工程を把握することで、安全な食材を選定する。

【質問 6-2】今回事故を起こした海苔業者の製品を今後の給食でも使うのか。

【回答 6-2】再発防止対策のとおり、「ノロウイルス非感染検査証明書」を提出可能な業者が条件となる。ただし、この海苔業者の製品は仕入れ業者が持ってきたとしても選定しない。

非加熱で使用する食材については、12月～3月の間は、証明書があったとしてもなるべく避けたいと考えている。

【質問 6-3】市が書類を求めるだけでは保護者は安心できない。市として、末端まで安全確認を行い、その結果を保護者へ公表してほしい。

【回答 6-3】市で実施している食材料の検査は現在年3回となる。今後は検査回数の増と検査結果の公表についても検討したい。

【質問 6-4】今回の食中毒では、原因が判明するまで時間がかかった。原材料マニュアルの保存リストに乾物の記載がないが、今後はどうしていくのか。

【回答 6-4】乾物については今後2週間保存する。

【質問 6-5】下請けに出している食材はのり以外にもあるのか。それは一部の食材なのか大部分なのか。管理はどうしているのか。

【回答 6-5】製造元の工場から仕入れ先に直接納品している食材が多い。管理については「製造工程表」を出すことになっている。下請けを使っている食材は管理を徹底するよう指示したい。

【質問 6-6】多摩立川保健所が仕入先から採取した「キザミのり」の検査においても、15 検体中 4 検体しか検出されなかった中で、今後はどういう検査をしていくのか。

【回答 6-6】製造過程でノロウイルスが確実に殺菌できる工程を確認していく。

【質問 6-7】(株)東海屋と直接取引しているのは立川市か(株)グリーンハウスか。

【回答 6-7】(株)東海屋とは立川市へ食材料を納入している事業者が直接取引している。食材料調達は市が行っているが、食材の規格を仕様書で指定しており、(株)東海屋の製品を指定したものではない。

立川市として加工場等への立入検査はしていないが、市が直接取引している納入業者に対しては食材料選定の段階で一定の書類提出は求めている。今回の事案に関しては、製造元が一番の責任を負うものと考えているが、市と直接取引した納入事業者に対しても一定の責任を求める予定である。

【質問 6-8】市は今後、どうやって食材の安全を担保するのか。

【回答 6-8】食材料調達の方法を改善することで安全を担保していく。製造会社への立入検査は都道府県レベルで実施してもらうしかない。都道府県の検査のもと食材料を選定していく。

【質問 6-9】「ノロウイルス非感染検査証明書」の取り方は。

【回答 6-9】製造元や販売元が食材料にノロウイルスが付着しているかどうかの検査を行い、その結果を市へ提出してもらおう。サンプル調査になるが、食材料自体の検査を行う。

【質問 6-10】食材料が納品される過程には、事業者がいくつも間に入る場合がある。このような場合、市と直接取引をしない製造元の事業者などについて、市はどのように管理監督を行っていくのか。

【回答 6-10】安全を確認するためにどのような書類が必要かを明確にし、市と直接取引する納入事業者にその提出を求める。「製品の納入工程図」の提出を求め、下請事業者が入っているかについても確認していく。これらの書類は食材料を選定する度に提出を求める。

7) 調理工程について

【質問 7-1】再発防止策に温度管理について記載があるが、温度計の点検は定期的に行っているか。

【回答 7-1】温度計の点検は行っている。

【質問 7-2】学校給食共同調理場でも検食はしているのか。検食者は発症しなかったのか。

【回答 7-2】毎日 11 時 40 分頃に 3 名が給食を検食しているが発症者はいない。

8) 給食費について

【質問 8-1】食中毒の原因となった 2 月 16 日（木）分の給食費は返還の対象となるのか。

【回答 8-1】2 月 16 日（木）については返還の対象となる。

【質問 8-2】事前に口座から引き落とされた給食費は返還されるのか。

【回答 8-2】2 月分を日割りで返還するとともに、すでに引き落とされている場合は 3 月分も返還する。

9) 給食提供停止期間中の対応について

【質問 9-1】給食停止期間中、他の業者からの弁当配付を検討しなかったのか。

【回答 9-1】複数社に分割発注することも含めて検討したが、学校給食として必要数を賄える事業者がいなかった。

【質問 9-2】就学援助認定世帯だけでなく全家庭を対象に補償すべきではないか。

【回答 9-2】給食費が免除されているので、給食費の返還対象となっていないため、その分を補償するものである。

10) 給食再開について

【質問 10-1】 食中毒の原因が判明した段階ですぐに給食を再開しなかったのか。

【回答 10-1】 このような食中毒事案が起きてしまった以上、市が今まで行ってきたことも見直し、それらを保護者へ説明してから再開すべきと判断した。

【質問 10-2】 2月21日（火）、22日（水）献立は、どのようにして決めたのか。

【回答 10-2】 毎年、この時期は6年生のリクエストが多い献立を提供している。今回もリクエストの多い献立を選んだ。しっかり加熱調理し安全な給食を提供する。

【質問 10-3】 給食再開を聞いて、子どもが給食を食べたくないと言っている。給食再開にあたって、子どもたちに「安心」を伝える機会を設けないのか。

【回答 10-3】 給食を安心して食べてもらえるよう児童の心のケアを心理職や指導主事を学校に派遣し実施している。この間栄養士も学校に派遣し、お詫びとともに安全な学校給食を提供することを児童へ説明している。

【質問 10-4】 子どもが給食を食べたくない場合は拒否しても良いか。

【回答 10-4】 子どもの気持ちを優先して構わない。児童が安心して給食を食べられるように市でも取り組んでいく。

【質問 10-5】 給食後の子どもたちの様子を先生から日々情報を発信してほしい。

【回答 10-5】 給食再開にあたっては、子どもたちの様子を教えてほしいと担任たちに伝えている。教育委員会と学校が連携しながら、状況に応じて児童のサポートをしていきたい。

【質問 10-6】 給食を再開した際にのりは使用するのか。

【回答 10-6】 今回のような「キザみのり」の使用予定はないが、調理の中で加熱する食材の一つとして海苔を使う場合もあると考える。

【質問 10-7】 3月13日（月）に決定し、なぜ21日（火）からの再開なのか。

【回答 10-7】 食材を調達する都合や調理施設内の清掃・消毒などで一定の日数が必要なため21日（火）に給食を再開する。

【質問 10-8】 給食再開の理由は何か。

【回答 10-8】 この時期は卒業する6年生のために、「リクエスト給食」を提供している。再発防止策がまとまったこと、多摩立川保健所による施設の安全性が確認されること、6年生にこの給食を食べて卒業してもらいたいということ、保護者の負担軽減等、総合的に判断して決定した。

11) 新たな学校給食共同調理場について

【質問 11-1】 自校式の小学校 8 校と中学校給食が新調理場に移行する方針に変更はないのか。

【回答 11-1】 学校給食運営審議会がこの件を審議いただいているが、今回の事案を踏まえて審議会から答申をいただき、その後、市の方針を決定していく。

【質問 11-2】 自校式なら被害が少なかったと思うが、共同調理場の新設で中学校給食を進めるのか。市の安全管理に問題があるから今回のようなことが起きた。これが改善されなければ、新しい共同調理場をつくっても同じことが起こる。市として、信用できる事業者を選別できるようにしてもらわないと困る。

【回答 11-2】 提供食数が多いため被害が大きくなったことはあるが、小平市では単独調理校 2 校で同様の事案が発生した。今回の事案で多摩立川保健所調査、検査が入ったが共同調理場や調理従業者には問題はなかった。

12) 医療費等の補償

【質問 12-1】 当初は市が加入している保険で補償とのことだったが変更した理由は。

【回答 12-1】 食中毒の原因が不明であったため当初は市が加入している保険適用を考えていた。原因食材が判明したため、製造元の(株)東海屋が加入している保険を適用することとなった。

【質問 12-2】 子どもが重症で入院した。夫も二次感染し仕事に行けなくなった。入院付き添いの負担もあった。入院した子に付きっきりになったことで、もう一人の子が精神的に不安定になった。このようなことも慰謝料の対象となるのか。

【回答 12-2】 個別のケースについては個々の判断となるため、その状況を補償関係書類に記載していただき判断する。(東海屋代理人弁護士)

【質問 12-3】 自家用車を使用した場合など請求書のない交通費の請求手続きはどうなるのか。あまり煩雑にならないようお願いしたい。

【回答 12-3】 自家用車の使用は距離制を考えている。記載項目を簡略にすべきか、詳細にすべきか検討する。(東海屋代理人弁護士)

【質問 12-4】 説明会に参加できなかった人たちに対する問い合わせの窓口はどこになるのか。

【回答 12-4】 説明会の内容は市ホームページで公開する。補償に関しては来週以降(株)東海屋の連絡先を案内する。市の窓口は学校給食課となる。

【質問 12-5】 ㈱東海屋の下請業者が取材を受けていたが、衛生管理に疑問を感じた。
㈱東海屋の管理監督責任は大きい。問題が大きいため、補償の資力は大丈夫なのか。御坊市と小平市でも、立川市の場合と同様の補償を行うのか。

【回答 12-5】 当該下請業者とは取引を停止し再開する予定はない。仮に何らかの食材料で下請に出すようなことがあれば、衛生管理の監督をしっかりと行う。
東京海上日動火災保険㈱のPL保険（製造物賠償責任保険）を適用するため、資力には問題ないと考えている。今回はあくまで立川市における補償の話をする場であるため、他市のことについての言及は控えさせてほしい。（東海屋代理人弁護士）

【質問 12-6】 自宅療養など、医療機関に受診していない場合も補償対象となるのか。

【回答 12-6】 医療機関に受診していなくても、発症していれば補償対象とする。（東海屋代理人弁護士）

【質問 12-7】 医療費や交通費の領収書がない場合は補償の対象とならないのか。

【回答 12-7】 基本的に領収書は添付していただくが、紛失した場合でも個別にお話を伺う等して対応する。なければ補償しないという訳ではない。（東海屋代理人弁護士）

IV 医療費補償等について

1 就学援助認定世帯等に対する支援

学校給食共同調理場から給食を提供した13校の就学援助認定世帯及び特別支援教育就学奨励費認定世帯に対しましては、給食提供を停止した期間の給食費相当額を支援しました。

なお、平成29年3月末までに保護者が指定した口座へ給食費相当額が振り込まれるよう手続きを行いました。

【就学援助認定世帯 内訳】

区分	人数	金額
要保護	135人	738,455円
準要保護	768人	4,227,540円
計	903人	4,965,995円

* 準要保護：収入額が生活保護基準需要額の1.5倍未満の世帯

【特別支援教育就学奨励費認定世帯 内訳】

区分	人数	金額
要保護	3人	16,470円
認定Ⅰ	44人	238,710円
認定Ⅱ	16人	44,221円
計	63人	299,401円

* 認定Ⅰ：収入額が生活保護基準需要額の1.5倍未満の世帯

認定Ⅱ：収入額が生活保護基準需要額の1.5倍以上2.5倍未満の世帯

通常の学級に在籍で以前に就学相談にかかり、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度の児童がいる世帯を含む。

2 医療費等補償

食中毒の原因食材が「キザミのり」であることが2月28日（火）に判明したため、嘔吐等の症状により医療機関での受診や入院への補償につきましては、製造元である(株)東海屋（大阪市都島区）が加入しているPL保険（製造物賠償責任保険）により対応することとなりました。

1) 補償の方法について

(株)東海屋からは、「できる限り皆様の被害内容及び意向に沿った補償手続きをおこなうため、①通常損害（通院治療費、通院交通費、慰謝料）に対する補償と、②特別損害（通常損害以外の損害、入院、休業損害、二次感染、付添費等）に対する補償を分けて対応させていただきます。通常損害のみの方に対しましては、できる限り簡易かつ速やかに補償をさせていただくようにいたします。通常損害に加えて特別損害のある

方に対しましては、事案に応じた解決を行うため、個別具体的な事情をお伺いしたうえで、補償額のご提示をさせていただくようにいたします。」と補償に関する案内の中で方針が示されました。

①通常損害

区分	補償内容
通院治療費	治療費の実費が補償対象
通院交通費	通院交通費の実費が補償対象
慰謝料	症状があったが通院しなかった場合：3,000円 通院した場合：実通院日数1日あたり5,000円

②特別損害

区分	補償内容
入院	報告内容をもとに、(株)東海屋において補償の可否及び補償額について検討の上、通常損害分と合わせて具体的な補償額を提示する。
休業損害	
二次感染	
付添費等	

2) 補償等の案内の送付

(株)東海屋との協議により、3月3日(金)までに7校において児童の症状発症を把握している家庭(1,043件)に対しましては、教育委員会からの通知「学校給食に起因する食中毒に対する補償書類の送付について」及び(株)東海屋からの「弊社商品による食中毒事件についてのお詫び並びに補償に関するご案内」を、それ以外の家庭(1,776件)に対しましては教育委員会からの通知「学校給食に起因する食中毒に対する補償について」を3月31日(金)に郵送しました。

また、症状が発症した教職員(78件)に対しましても、補償に関する案内を学校へ送付しました。

なお、「学校給食に起因する食中毒に対する補償について」を送付した家庭においても、児童等が症状を発症していた場合は、教育委員会に連絡をいただき、後日、補償案内を郵送しました。

3) 保護者からの問合せへの対応

4月1日(土)及び8日(土)の9時から17時まで教育部管理職及び教育総務課、学務課職員が出勤し、補償関係の案内に対する保護者からの問合せに対応しました。

また、4月3日(月)から7日(金)、10日(月)から14日(金)の平日については19時まで保護者からの問合せに対応しました。

【問合せ及び補償案内発送件数】

単位：件

月日	問合せ件数	うち補償案内発送件数
4月 1日 (土)	9	6
4月 3日 (月)	12	9
4月 4日 (火)	5	4
4月 5日 (水)	4	2
4月 6日 (木)	2	1
4月 7日 (金)	2	1
4月 8日 (土)	2	1
4月10日 (月)	4	2
4月11日 (火)	0	0
4月12日 (水)	3	2
4月13日 (木)	1	1
4月14日 (金)	1	0
4月18日 (火)	2	1
4月20日 (木)	1	0
4月21日 (金)	1	1
4月26日 (水)	1	1
4月28日 (金)	1	1
5月10日 (水)	1	1
計	52	34

*なお、学校からの申し出によりの教職員等へ補償案内を改めて送付した件数が別途17件あり、4月1日(土)以降に補償案内を送付した件数の合計は51件となります。

4) 補償の進捗状況 (株東海屋代理人弁護士からの情報提供)

単位：件

集計日	申請受理 件数	支払い済み件数			審査中件数
		通常補償	特別補償	補償金額	
5月19日 (金)	684	466	0	約230万円	218
6月30日 (金)	740	533	72	約400万円	135
7月31日 (月)	745	544	118	約544万円	83

V 食中毒事案への対応（時系列）

1 / 12

月日	対応内容
2月16日（木）	<p>学校給食共同調理場から給食を提供しているBブロック7校で親子丼等を喫食。</p> <p>7校の児童総数：2,819人－当日欠席：91人＝喫食児童数：2,728人</p> <p>前日の2月15日（水）にAブロック6校は同メニューを喫食。</p>
2月17日（金）	<p>5時間目～6時間目にかけて第九小学校の児童6人、教員1人が嘔吐していたことの報告が16時25分に同校の給食主任より学校給食課へ入る。</p> <p>第九小学校からの報告を受け、第九小学校以外のBブロック6校へ学校給食課栄養士が順次状況を確認。Bブロックは第九小学校、第十小学校、けやき台小学校、南砂小学校、若葉小学校、松中小学校、新生小学校の7校。</p> <p>この時点で、第十小学校の児童が3名、南砂小学校の児童が1名嘔吐しており、けやき台小学校、松中小学校、若葉小学校、新生小学校の4校については同様の症状を訴える児童、教職員がいないことを学校給食課で確認。</p> <p>16時50分にこのことを多摩立川保健所へ連絡したが、保健所の感染症担当によると同一校で10人以上の発症がなければ報告の必要はないとのことであった。</p> <p>学校給食課の嘱託栄養士が保護者からの情報として、嘔吐・下痢、腹痛等で太陽こども病院（昭島市）にて28名ほどが受診していることが23時20分に判明し、その事実確認を学校給食課給食係長（栄養士）が行った。また、都立小児総合医療センター（府中市）においても10人の児童が受診しており、立川市内の学校給食による食中毒の可能性があると連絡が東京都保健医療情報センター「ひまわり」から多摩立川保健所に入った。</p> <p>23時51分に学校給食課長から教育部長へ報告。</p>
2月18日（土）	<p>0時22分に教育部長から教育長へ報告。1時に副市長へ報告。</p> <p>1時15分に多摩立川保健所から市役所中央管理室に連絡が入り、学校給食課長から多摩立川保健所へ連絡を入れた。発症者がいる学校は、学校給食共同調理場が給食を提供している13校のうちBブロックの7校であり、食中毒の疑いがあるため、学校給食共同調理場の調査を多摩立川保健所が行うとの内容。</p>

月日	対応内容
2月18日(土)	5時45分から7時まで多摩立川保健所職員2人が学校給食調理場へ調査に入り、検食における食材等のサンプル調査のための検体を採取するとともに、施設の拭き取り検査を実施。給食提供の自粛を指導される。保健所から学校給食課が窓口となって、学校等に調査票及び検便キットを配布・回収することの依頼があった。学校給食課長と㈱グリーンハウス職員が対応。
	7時前後に教育長、教育部長、教育総務課長が登庁。教育委員会事務局職員、市長部局職員も順次登庁。
	7時38分に市長、両副市長へ現状を報告。
	8時15分に市議会議長へ第一報を報告。
	8時30分に副市長登庁。現状を報告。
	8時30分に今後の対応について出勤職員で協議。 市長、副市長、議長、文教委員長、議員、教育委員、東京都教育庁、立川消防署、立川警察署、医師会、学校医、多摩立川保健所、学校給食運営審議会委員長、庁内関係部課長（市民生活部長、保健医療担当部長、議会事務局長、広報課長、健康推進課長、健康づくり担当課長、学務課長、指導課長、議会事務局次長）及び関係職員へ順次連絡。
	8時40分以降にBブロック7校の校長へ事案を説明するとともに、学校へ参集することを要請。
	9時に市長登庁。現状を報告し対応について指示を受ける。
	9時33分に議会事務局からこの事案に対する第1報をメールで議員へ情報提供。以後、逐次情報提供を行った。
	9時36分にBブロック7校へメール配信。嘔吐、下痢、腹痛等の症状が児童に発症している場合は学校へ連絡を入れるよう保護者へメール配信することを依頼。
	11時までに立川市医師会会長、副会長へ健康推進課長が状況報告。
	11時から12時にかけて市内5病院の受診状況を健康推進課長、健康づくり担当課長が確認。
	12時に「共同調理場から提供している給食の停止について」を調理場校13校へメールを配信。学校から保護者へ給食停止についてメール配信することを依頼。
	12時にホームページに情報を掲載。以後、この事案に対するお詫び、症状が発生した児童数、教職員数、学校給食の提供停止、学校給食の再開に向けて、保護者説明会等の情報を順次ホームページに掲載。

月日	対応内容
2月18日(土)	13時30分に立川市医師会会長、理事が健康会館に来館し、健康推進課長等が情報提供。
	14時30分に健康推進課長が立川市薬剤師会会長へ状況報告。
	15時に記者会見を開催し報道機関へ現在までの経過を説明。教育長、教育部長、学校給食課長が出席。
	症状が発症している児童、教職員数等について17時に報道機関へ情報提供。以後、学校がとりまとめた発症者数等の情報を順次報道機関へ提供した。
2月19日(日)	教育部職員が出勤し、学校からの情報を取りまとめる。また、市民からの電話対応を行った。
	健康会館内で実施している「休日急患診療所」における患者の受診状況を確認するため9時に立川市医師会会長が来館。
	「休日急患診療所」における調剤室の体制強化のため、立川市薬剤師会副会長をはじめ3名態勢で9時から10時30分まで執務を行う。
	14時に立川市薬剤師会会長が「休日急患診療所」における患者の受診状況を確認するため来館。
	14時にBブロック7校の校長が来庁し状況のとりまとめ方法、授業の実施、校内消毒等の対応等について教育委員会と協議。
	多摩立川保健所より指示のあった原因特定のための各種調査票を学校へ配布を開始。検便容器については㈱グリーンハウスの調理従業者、市栄養士、症状を発症した7校の児童、教職員に対して約300個を2月19日(日)と21日(火)に配布。多摩立川保健所に提出した検便は3日後に結果が出る。
2月20日(月)	授業を実施した第十小学校、若葉小学校、松中小学校の状況を確認するため指導課長、指導主事等が学校を訪問。教育長も3校を訪問。
	第九小学校、けやき台小学校、新生小学校、南砂小学校の4校は休校とし、4校の児童が通っている学童保育所を8時から開所して児童の受け入れを行った。
	今回の事案に対して公明党市議団より「緊急要望書」が提出される。
	9時10分から危機管理対策会議を開催。現在までの状況について報告するとともに今後の対応について協議。
	2月21日(火)は7校ともに授業を実施することを決定。
	二次感染に関する注意喚起を学校へ配信。
	嘔吐等の対応について小中学校長へ通知文を送付。

月日	対応内容
2月20日(月)	入院している児童を見舞うため13時から5病院(災害医療センター、共済立川病院、武蔵村山病院、南多摩病院、太陽こども病院)を教育長が訪問。
	消毒液が不足している小学校へ消毒液を配送。以後、消毒液、マスク、ゴム手袋、ぞうきん等の消耗品を適宜小中学校へ配送。
	調理等を委託している(株)グリーンハウスの作業工程について多摩立川保健所が13時20分からヒアリングを実施。
	15時に学校給食運営審議会を開催し今回の事案を報告。当初予定していた「学校給食共同調理場の新設について」の答申に関する審議は行わず審議会を閉会とした。
2月21日(火)	2月20日(月)に休校し、2月21日(火)に授業を再開した4校(第九小学校、けやき台小学校、新生小学校、南砂小学校)を教育長が訪問。
	教育長、学校長連名の保護者向けの「お詫びとお願い」の通知ひな型を学校へ送付。
	第九小学校、けやき台小学校、南砂小学校の状況を確認するため指導課長、指導主事等が学校を訪問。
	第九小学校、第十小学校、けやき台小学校、若葉小学校の給食配膳室の塩素消毒をAブロック校3名の配膳員が実施。
	各保育園からの情報を集約して保育園児等の二次感染について教育部へ情報提供するよう子ども家庭部へ依頼。
	原因究明のための検便検体等をBブロック7校から学校給食課職員が回収し、多摩立川保健所へ提供。
	13時に正副議長、文教委員会正副委員長へ事案について教育長、教育部長、学校給食課長から報告。
	(株)グリーンハウスの調理従事者38名分の検便が陰性であったことの報告が多摩立川保健所より学校給食課へ入る。
	日本共産党市議団が「緊急要望書」を提出。
	14時に医師会との折衝小委員会が開催され、教育長が医師会役員へ事案について報告。
	15時30分に第2回立川市青少年問題協議会が開催され、教育長が出席者へ事案について報告。
	調理室内における市栄養士の業務内容について多摩立川保健所が16時からヒアリングを実施。
18時に教育部関係課で会議を開催し情報の共有と今後の対応を協議。	

月日	対応内容
2月22日(水)	原因究明のための検便調査等をBブロック7校から学校給食課職員が回収し、多摩立川保健所へ提供。以降、3月17日(金)まで回収。
	松中小学校、南砂小学校、新生小学校の学校配膳室の塩素消毒をAブロック校3名の配膳員により実施。
	今回の事案の原因が判明していないため、給食停止期間を3月3日(金)まで延長することを14時に副市長へ報告。
	14時に臨時校長会を開催し、現在までの経過を報告するとともに、衛生管理指導について説明。
	立川・生活者ネットワークが「緊急要望書」を提出。
	18時に教育部関係課で会議を開催し情報の共有と今後の対応を協議。
2月23日(木)	9時55分に議員全員協議会で事案について報告するとともに学校給食共同調理場における作業工程(献立作成、食材調達、調理)を説明。12人の議員より事案に対する質問があった。
	1年女児の心理的ケアについて、該当校から援助要請。11時から12時まで、教育支援課の心理職1名を派遣。行動観察及び管理職への助言を行った。
	3月3日(金)まで給食提供を停止する文書を学校へ送付し、保護者へ配付。
	17時から今後の対応について両副市長と教育部で協議。
	校長会研修会終了後の17時30分に事案に対する今後の対応等について教育長から校長へ説明。
2月24日(金)	市長、両副市長、教育長、教育部長、学校給食課長、秘書課長で今後の対応を協議。
	12時に教育長が第九小学校を訪問。
	17時に危機管理対策会議を開催。東京都福祉保健局が17時30分に開催する記者会見資料を情報提供。給食提供停止を3月末まで延長することを決定。東京都の記者会見を受け、本市においても市長、教育長から今後の市の対応を説明するため18時30分に記者会見を開催することを決定。
	17時30分に東京都福祉保健局が記者会見を開催。「食中毒の発生について～立川市立小学校における給食による食中毒～」資料が配付される。患者のふん便からノロウイルスが検出され、今回の事案が給食を原因とする食中毒と断定したことを発表。

月日	対応内容
2月24日(金)	<p>18時30分に本市の記者会見を開催。市長、教育長、教育部長、学校給食課長が出席。東京都福祉保健局の記者会見資料を配付。市長からお詫びと給食提供停止期間の延長、食中毒再発防止対策検討委員会を設置することを報告。教育長から児童へのケア、給食提供停止と弁当持参、二次感染防止について説明。</p> <p>今回の事案が給食を原因とする食中毒と東京都が断定したことにより、3月末まで給食提供を停止する旨の通知を共同調理校13校に送付し、学校から保護者へメール配信することを依頼。また、小学校単独調理校及び全中学校へその旨の情報を提供。</p> <p>東京都から「食事の供給停止命令書」により2月24日(金)から26日(日)までの3日間の食事の供給停止を命じられる。</p>
2月25日(土)	<p>市民等からの問い合わせに対応するため教育部職員出勤。本庁1件、学校給食課3件の問い合わせがあった。</p> <p>10時30分に市に対する行政処分後の研修(衛生指導)を多摩立川保健所が実施。</p> <p>「広報たちかわ」2月25日号に「小学校児童の嘔吐等症状発生のお詫び」を1面に掲載。</p>
2月26日(日)	<p>市民等からの問い合わせに対応するため教育部職員出勤。本庁、学校給食課ともに問い合わせはなかった。</p>
2月27日(月)	<p>入院していた5年女児2名の心理的ケアについて、該当校から援助要請。初登校にあたり、まだ食事を摂ることへの不安があるとの主訴。10時から13時まで、教育支援課の心理職1名を派遣。行動観察及び管理職への助言を行った。</p> <p>10時30分に多摩立川保健所職員が来所し、経過を説明するとともに、学校給食共同調理場内の拭き取り検査を再度実施。</p> <p>12時45分に(株)グリーンハウス役員が市長、教育長を訪問。</p> <p>13時に総合教育会議を開催し、市長、教育長、教育委員で事案について協議。</p> <p>教育委員会定例会において事案について経過を報告。</p> <p>再発防止策検討委員会の委員について学校給食課課長が立川市医師会会長へ相談。</p> <p>17時15分に両副市長、教育長、教育部長、秘書課長で今後の対応を協議。</p>

月日	対応内容
2月27日(月)	<p>「学校給食食材の使用の一時停止について」が東京都義務教育課から各区市町村教育委員会学校給食主管課宛で配信される。この通知を受け「キザミのり」の使用を2月28日(火)は控えることを、単独調理校及び中学校給食の委託先へ情報を提供。また子ども家庭部、福祉保健部経由で関連施設等へ情報提供を行った。</p>
2月28日(火)	<p>8時30分に市長、副市長、教育長、教育部長で当面の対応や方針について協議。</p>
	<p>9時30分に教育長、教育部長から議長、副議長、文教委員長、副委員長に経過を報告。</p>
	<p>14時に東京都福祉保健局が記者会見を開催。「立川市立小学校における給食による食中毒(第2報)」で検査結果を報告。以下、第2報より抜粋。</p> <p>1 検査結果(2月27日(月)現在)</p> <p>2月16日(木)の給食の親子丼に「キザミのり」が使用されており、仕入れ先に保管されていた同じ賞味期限の未開封製品15検体のうち、4検体からノロウイルスを検出しました(検査機関:東京都健康安全研究センター)。</p> <p>2 ノロウイルスの遺伝子検査結果</p> <p>当該「キザミのり」及び患者7名のふん便並びに1名の吐物から検出したノロウイルスの遺伝子配列検査を実施したところ、一致しました。</p>
	<p>議会休憩中の14時から14時30分に危機管理対策本部を開催し、東京都の記者会見内容の報告及び17時30分に本市の記者会見を開催することを決定。</p>
	<p>14時44分から議会代表者会議を開催し、東京都の記者会見内容の報告及び本市での記者会見開催について説明。</p>
	<p>17時30分に本市の記者会見を開催。市長、教育長、教育部長、学校給食課長が出席。東京都福祉保健局の記者会見資料を配付。東京都福祉保健局の記者会見を受け、学校給食共同調理場からの給食提供を3月末まで停止すること、食中毒再発防止対策検討委員会において再発防止策を検討すること、具体的な再発防止策を決定するまでの間は単独調理校、中学校、保育園、学童保育所、児童館での「のり」の使用を控えること、私立保育園や福祉施設等の関連施設にも本市の取組について情報提供をしたことを記者会見で説明。</p>

月日	対応内容
2月28日(火)	食中毒の原因食材が「キザミのり」と特定された等の情報を全小学校へ送付し、保護者へメール配信することを依頼。
	Bブロック7校の児童に教育長のお詫びの手紙を发出。
3月1日(水)	前日2月28日(火)に全小中学校へメール送信した内容を保護者へ文書で配布するよう依頼。
3月2日(木)	9時からの校長会において事案について経過報告。
	東京都福祉保健局健康安全部長より「海苔を原因とする食中毒について」の通知が発信され、庁内掲示板で周知。
	19時に第1回「学校給食共同調理場における食中毒再発防止対策検討委員会」を開催。教育長、教育部長、教育総務課長、学校給食課長、調理等を委託している(株)グリーンハウスの職員も検討委員会に出席。委員長に岡部氏、副委員長に竹口氏を選任。食中毒事案の概要説明、学校給食共同調理場事業、食中毒の再発防止について説明及び協議を行う。
3月3日(金)	給食の早期再開と保護者の金銭的、肉体的、精神的負担の緩和等について日本共産党市議団から口頭で申し入れを受ける。
3月6日(月)	(株)東海屋の代表取締役と営業部副部長が12時に来庁し市長、教育長へ謝罪。柏木商事(株)の代表取締役専務と立川営業所長も来庁。児童への謝罪、今後の補償について誠意をもって対応することを教育長から要請した。また、会社加入している保険で対応可能か検討するよう(株)東海屋へ要請。(株)東海屋は製造物賠償責任保険に加入していることを説明。
	19時に第2回「学校給食共同調理場における食中毒再発防止対策検討委員会」を開催。食材料の調達、調理過程における加熱、非加熱について、衛生管理について協議。
3月7日(火)	6年女児の心理的ケアについて、該当校から援助要請。14時から15時30分まで、教育支援課の心理職1名を派遣。本人及び保護者との面談、管理職等への助言を行った。
3月8日(水)	Bブロック7校の保護者へ集団食中毒に関する保護者説明会開催の案内を配布。
	19時に第3回「学校給食共同調理場における食中毒再発防止対策検討委員会」を開催。提言について協議。
3月9日(木)	Bブロック7校の児童の給食用白衣を回収し廃棄。
	民進党・市民フォーラムが「要望書」を提出。
	教育委員会定例会において事案について経過を報告。

月日	対応内容
3月10日(金)	<p>「学校給食共同調理場における食中毒再発防止対策検討委員会」から「学校給食の再開に向けて(提言書)」を受け取る。</p> <p>「広報たちかわ」3月10日号に「学校給食による集団食中毒」、再発防止に向けて、原因と対策について1面に掲載。</p>
3月13日(月)	<p>9時30分から議会代表者会議で検討委員会からの「提言書」及び市の「学校給食の再開に向けて～立川市学校給食共同調理場における食中毒再発防止対策～」(案)について説明し、3月21日(火)、22日(水)に学校給食を提供(再開)することを報告。</p> <p>その後開催された議会運営委員会において3月15日(水)の本会議で一般質問の前に一般会計補正予算(第8号)を提案することを説明。</p> <p>「学校給食の再開に向けて～立川市学校給食共同調理場における食中毒再発防止対策～」を決裁。</p> <p>学校給食再開の通知を学校へ送付。通知は翌日の3月14日(火)に児童へ配布。</p>
3月14日(火)	<p>文教委員会の冒頭、市長、教育長から今回に事案に対するお詫びを行った。学校給食課から「立川市学校給食共同調理場から提供した給食に起因する食中毒について」を報告し、議員から質疑を受けた。</p> <p>19時から第九小学校及び第十小学校で保護者説明会を開催。教育長、教育委員会事務局職員及び榊東海屋役員と代理人弁護士が出席。保護者の参加は第九小学校24人、第十小学校24人。</p> <p>保護者説明会で使用した資料は説明会の翌日に保護者全員に配付した。以降に開催した説明会においても同様の対応を行った。</p>
3月15日(水)	<p>今回の事案に対する予備費を2,000万円増額する一般会計補正予算(第8号)を提案し承認される。必要な経費は予備費を充当し対応する。</p> <p>Bブロック7校に新しい児童の給食用白衣を配布。</p> <p>3月15日(水)から17日(金)にかけて教育部管理職、統括指導主事、指導主事、学校給食課栄養士等がけやき台小学校を除く6校に出向き、お詫びを伝えるとともに、給食再開にあたり安全な給食を提供する準備を進めていることを児童集会等において児童へ説明した。</p> <p>19時から南砂小学校及び新生小学校で保護者説明会を開催。保護者の参加は南砂小学校11人、新生小学校11人。</p>
3月16日(木)	<p>Bブロック7校の児童に教育長から給食の再開について手紙を发出。</p> <p>19時からけやき台小学校及び若葉小学校で保護者説明会を開催。保護者の参加はけやき台小学校11人、若葉小学校8人。</p>

月日	対応内容
3月17日(金)	多摩立川保健所が学校給食再開に向けて講習と共同調理場内の確認を行う。
	19時から松中小学校で保護者説明会を開催。 保護者の参加は23人。
3月21日(火)	(株)東海屋から補償関係の書類が教育委員会に届く。
	学校給食共同調理場からの給食再開。 Aブロック6校の献立は豚キムチごはん、照り焼きチキン、キャベツソテー、春雨スープ。 Bブロック7校の献立はしょうゆラーメン、揚げぎょうざ、炒めナムル、ジョア(プレーン)。 第九小学校で教育長が検食に参加。児童の喫食状況を視察。 また、3月21日(火)、22日(水)の喫食時に学校給食課職員、指導課職員及び教育支援課の心理職が7校を訪問した。
	13時30分から医師会との折衝小委員会において今回の事案について教育部長が医師会役員へ説明。
	17時に7校の校長と補償に関する書類の配付方法等について協議。
3月22日(水)	10時から議員全員協議会を開催し、3月14日(火)から17日(金)に実施した保護者説明会の開催状況や主な質疑内容について説明。6人の議員より事案や説明会に対する質疑があった。
	学校給食共同調理場から給食提供。 Aブロック6校の献立はしょうゆラーメン、揚げぎょうざ、炒めナムル、ジョア(プレーン)。 Bブロック7校の献立は豚キムチごはん、照り焼きチキン、キャベツソテー、春雨スープ。
	「子どもと教育を守る会」から申し入れを受ける。
3月23日(木)	教育委員会定例会において検討委員会からの「提言書」、本市の「再発防止対策」及び保護者説明会の開催状況や主な質疑内容について報告。
	15時30分に学校給食課と単独調理校8校の校長及び栄養士とで今後の食材調達について協議。
	補償等の関係書類の送付について説明した「学校給食に起因する食中毒事件に対する補償手続きについて(ご案内)」を7校の保護者へ配付。
3月25日(土)	「広報たちかわ」3月25日号に「学校給食による集団食中毒 再発防止対策が決まりました」を2面に掲載。

月日	対応内容
3月30日(木)	「新日本婦人の会立川支部」から申し入れを受ける。
3月31日(金)	補償関係の案内をBブロック7校の保護者へ発送。また、学校の教職員へも案内を送付。3月3日(金)までに症状発症を学校で確認している児童(保護者)1,043人へは補償関係書類を発送し、それ以外の児童(保護者)1,776人へは実際に損害を受け、補償等を希望する場合は教育委員会へ連絡することを説明した通知を発送。
4月1日(土)	前日の3月31日(金)に発送した補償関係の案内に対する保護者からの問い合わせに対応するため、9時から17時まで教育部管理職及び教育総務課、学務課職員が出勤。4月8日(土)も同様の対応を行う。また、4月3日(月)から7日(金)、10日(月)から14日(金)の平日については19時まで保護者からの問い合わせに対応した。
4月12日(水)	新学期の給食再開にあたり、けやき台小学校で教育長が給食の検食に参加。児童の喫食状況を視察。 学校給食課職員及び指導主事がBブロック7校を訪問。
4月18日(火)	食材料の調達制度の見直し内容について徹底を図るため、登録事業者(仕入事業者)を対象とした説明会を開催。加工品を主に扱っている5事業者が参加。(4月報告書はここまで)
4月24日(月)	児童の給食喫食状況を確認するため、学校給食課職員がAブロック5校を訪問。
4月27日(木)	教育委員会定例会で本報告書に基づき食中毒事案を説明。
5月12日(金)	議会代表者会議で本報告書に基づき食中毒事案を説明。
5月30日(火)	(株)東海屋代理人弁護士から5月19日現在の食中毒に関する補償の進捗状況に関する報告が届いた。補償に関する申請の受理件数は684件。通常補償への支払い済み件数は466件(約230万円)。支払い手続き審査中の件数は218件であった。
5月31日(水)	文教委員会協議会において本報告書に基づき食中毒事案を説明。
6月2日(金)	平成29年度第1回学校給食運営審議会において本報告書に基づき食中毒事案を説明。
6月13日(火)	給食再開後においても弁当を持参していた2人の児童が5月31日(水)及び6月13日(火)から給食を喫食する。
6月19日(月)	文教委員会において本報告書に基づき食中毒事案を説明。

月日	対応内容
7月7日（金）	(株)東海屋代理人弁護士から6月30日現在の食中毒に関する補償の進捗状況に関する報告が届いた。補償に関する申請の受理件数は740件。通常補償への支払い済み件数は533件（約268万円）、特別補償への支払い済み件数は72件（約132万円）。支払い手続き審査中の件数は135件であった。
8月7日（月）	(株)東海屋代理人弁護士から7月31日現在の食中毒に関する補償の進捗状況に関する報告が届いた。補償に関する申請の受理件数は745件。通常補償への支払い済み件数は544件（約274万円）、特別補償への支払い済み件数は118件（約270万円）。支払い手続き審査中の件数は83件であった。

VI 安全・安心な学校給食の提供に向けた取組

今回の事案については、学校給食に起因し、児童、教職員を含め 1,000 人を超える発症者が出る集団食中毒となり、本市ではこのことを重く受け止め、事案の検証を行い、次の対策を取るとともに危機管理対応マニュアル等についても見直しを図ってまいります。

1 安全・安心な学校給食を提供するために

今回の食中毒の原因食材は 2 月 16 日（木）に提供した親子丼に使用した「キザみのり」であったことが 2 月 28 日（火）に判明しました。この「キザみのり」は製造元から納入事業者を経由し学校給食課が購入したものです。「キザみのり」は学校給食調理場において加熱調理は行わず、小分けにした袋からトングを使用して配膳された親子丼にふりかけて喫食しました。

ノロウイルスは食材を加熱処理することで食中毒を予防できますが、今回の原因食材となった「キザみのり」は調理過程では加熱処理は行わないため、今後は「ノロウイルス非感染検査証明書」を納入事業者に対して提出させ、食材料の安全性を確認したうえで使用することとします。

また、立川市学校給食共同調理場における食中毒再発防止対策検討委員会からの提言を受けてまとめた本市の再発防止策に従い、次の対策を実施し安全・安心な給食を提供します。詳しくは報告書の 18～19 ページの再発防止策をご覧ください。

- ・食材料調達に対する対策の徹底
- ・共同調理場での調理工程における対策の徹底
- ・共同調理場の調理従業者及び施設・設備の衛生管理に関する対策の徹底

なお、単独調理校、中学校給食、市立保育園についても同様の対応を図ります。

2 情報提供について

今回の事案では 2 月 18 日（土）に学校を通じて、児童が嘔吐等の症状を発症している場合は学校へ連絡を入れるよう保護者へメールや電話で連絡しました。また、学校給食共同調理場からの給食提供の停止についても同日学校より情報を発信するとともに、立川市ホームページに記事を掲載しました。

しかし、保護者説明会等において情報発信のあり方について多くのご意見をいただき、次の点について見直しを図ります。

- ・原因が判明していない時点においても事案の全体状況や原因究明の検査・調査の状況等を保護者や市民へ情報を提供する。
- ・学校を通じたメール配信のほか、見守りメールやツイッターなどの情報伝達手段により広く情報を提供する。

-
- ・市民、保護者、学校、関係機関等への情報提供については、それぞれの担当者を決定し発信する。また、重複した情報等の発信を防ぐため、情報を全体で取りまとめる担当者を設置する。

3 二次感染の予防について

今回の事案がノロウイルスによる食中毒であったことが判明したのが2月24日(金)、原因食材が「キザみのり」と判明したのが2月28日(火)でしたが、ノロウイルスの可能性が想定されたため、2月20日(月)に全小中学校に手洗いの徹底、ドアノブ等の消毒実施、適切汚物処理に関する通知を发出するとともに、2月22日(水)に臨時校長会を開催し、さらに徹底を図る様再度指示しました。

また、保護者へも小中学校から通知を发出し、家庭内においても衛生面での適切な対応を図っていただくようお願いしました。

消毒に必要な消毒液、マスク、手袋、ぞうきんについては適宜学校へ配送しました。

ノロウイルスは毎年、冬季を中心に、カキなどの二枚貝や、ノロウイルスに感染した調理従事者の手指等を介して汚染された食品を原因に多発しますので、冬季にはノロウイルスに対する注意喚起を広く行うとともに、学校においては適正な衛生管理を実施することを徹底します。

4 休校措置の取り扱い

学校保健安全法施行規則では学校において予防すべき感染症の種類を第一種から第三種に分けて規定した上で(第18条)、出席停止の期間の基準(第19条)等を規定しています。

今回の食中毒の原因であるノロウイルスは、第三種の感染症に分類されている「その他の感染症」となり、登校の目安としては「症状がある間が主なウイルスの排出期間であるが、回復後も数週にわたって便からウイルスが排出されることがある。下痢、嘔吐症状が軽減した後、全身症状の良い者は登校可能だが、回復者であっても、排便後の始末、手洗いの励行は重要である。」と「学校において予防すべき感染症の解説」(平成25年3月 文部科学省)で示されています。

また、同書では「第三種の感染症に分類されている『その他の感染症』は、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるものとして定められているものであり、あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではない。」とし、第三種の感染症として扱う場合もあることを明記しています。

このため、今後、食中毒または感染症が「学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合」は、学校医の意見を聞いたうえで休校等の緊急措置を講じてまいります。

5 医師会等の連携について

1) 食中毒事案の報告

食品などに起因して中毒した患者もしくはその疑いのある者を診断した場合、食品衛生法により医師は直ちに最寄りの保健所長にその旨を届け出なければなりません。平日昼間であれば医療機関から管内の保健所へ連絡します。また、夜間や休日であれば医療機関から東京都保健医療情報センター「ひまわり」(24時間対応)へ連絡し、「ひまわり」から管内の保健所へ連絡することで食中毒の発生を把握します。

学校給食が原因と考えられる場合は、管内の保健所は市(教育委員会)に連絡のうえ食中毒調査を実施します。市は保健所と連携して迅速に原因究明に努めます。

なお、立川市医師会においては医師からの届け出の徹底を再度図ったとの報告がありました。

2) 医師会や医療機関との連携

今回の事案については、2月17日(金)の深夜から18日(土)、19日(日)にかけて多くの児童が医療機関を受診しました。しかし、土日や夜間に受診する場合は医療機関が限定されるため、受診できる医療機関を探すことが困難であったことも明らかになっています。

医療機関の情報については東京都保健医療情報センター「ひまわり」(電話：03-5272-0303)を活用することを周知するとともに、今回の食中毒の事案や感染症などにより、多くの児童や市民が土日や夜間に受診する場合の緊急時の対応については立川市医師会と協議し、連絡体制を整えました。

6 危機管理対応マニュアルの見直し

様々な危機事案に対応するため、本市では各課単位で「危機管理対応マニュアル」を整備しています。学校給食課では「学校給食が原因とされる食中毒による立川市立小中学校の児童生徒の健康を脅かす事態等」を危機対象とする「危機管理対応マニュアル」を整備しており、今回の事案に対して教育部各課及び福祉保健部健康推進課がマニュアルに沿った対応を図りました。

しかし、食中毒については病因物質により発症までの時間が異なり、今回のノロウイルスの場合は感染後24時間から48時間後に発症するなど土日や夜間に事案を覚知した際の緊急対応なども想定しなければなりません。

そのため今回の事案を踏まえ、土日や夜間を含めた連絡体制、医師会、薬剤師会等との連携、緊急対応等についてマニュアルの見直しを図ります。

平成 29 年 2 月 24 日
福 祉 保 健 局

食中毒の発生について

～立川市立小学校における給食による食中毒～

【探知】

2月17日（金）午後11時55分頃、都内の医療機関から東京都保健医療情報センター「ひまわり」を経由して多摩立川保健所に、「立川市内の複数の小学校の児童が救急外来に来ている。主症状はおう吐である。患者は、現在約10名だが、今後、増えると思われる。」旨、連絡があった。

【調査結果】

多摩立川保健所は、翌18日（土）午前0時55分から食中毒を疑い調査を開始

- ・ 患者は、立川市立小学校7校の児童及び教職員計521名で、2月17日（金）午前1時から、おう吐、下痢、発熱等の症状を呈していた。（本日時点）
- ・ 立川市内の市立小学校20校のうち13校では、同市学校給食共同調理場が学校別にA及びBの2種類のメニューの給食を調理・提供しており、患者が発生した7つの小学校にはBメニューの給食が提供されていた。
- ・ 患者は、全員、当該施設が調理・提供した給食を喫食していた。
- ・ 患者の発症状況に、学校ごとの偏りはなかった。
- ・ 当該7校の児童、教職員が一堂に会するイベント等はなかった。
- ・ 複数の患者のふん便から、ノロウイルスを検出した。

【決定】

多摩立川保健所は、本日、下記の理由により、本件を当該施設が調理・提供した給食を原因とする食中毒と断定した。

- ・ 患者の共通食は、当該施設で調理・提供した給食の他にはない。
- ・ 複数の患者のふん便からノロウイルスを検出し、患者の症状が同ウイルスによるものと一致していた。
- ・ 患者が通学又は通勤する小学校において、感染症を疑う情報がない。
- ・ 本日、患者を診察した医師から食中毒の届出があった。

【措置】

当該施設は2月18日（土）から業務を自粛しており、都は、本日から3日間の食事の供給停止の処分を行った。

発症関係	発症日時	2月17日午前1時から
	症状	おう吐、下痢、発熱等
	発症場所	自宅等
	患者数	患者数：521名 (多摩立川保健所の本日時点の調査結果) なお、詳細は調査中
	入院患者数	【立川市の調査結果(2月24日正午現在)】 患者総数：1,098名 (内訳) ・児童：1,019名 ・教職員：79名 入院患者数：9名(2月23日までに全員退院)
診療医療機関数・受診者数		
原因食品	当該施設が調理・提供した給食	
病因物質	ノロウイルス	
原因施設	施設名	立川市学校給食共同調理場
	業種	集団給食(届出)
	給食供給者	立川市
	施設所在地	東京都立川市泉町1156番地14
	法人番号	9000020132021
	連絡先電話番号	042-522-6996

[備考]

主なメニュー	【2月17日(金)の給食】
	ミルクパン、鶏肉のトマト煮、パセリポテト、フルーツポンチ、牛乳
	【2月16日(木)の給食】
	親子丼、うどん入りすまし汁、伊予かん、牛乳
	【2月15日(水)の給食】
	ジャージャー麺、ワンタンスープ、デコポン、牛乳
検査関係	検査実施機関：東京都健康安全研究センター
2月24日	患者ふん便：86検体 40検体からノロウイルスを検出 (35検体は検査中)
正午現在	患者吐物：1検体 ノロウイルスを検出
	調理従事者ふん便：90検体 検査中(ノロウイルスは陰性)
	拭き取り検体：34検体 ノロウイルス及び食中毒起因菌陰性
	食品：51検体 ノロウイルス及び食中毒起因菌陰性

(参 考) 東京都における食中毒発生状況 (ただし本事件は含まない)

	発生件数	患者数	死亡者数
本年1月1日～2月23日まで	10件	126名	0名
(昨年同期)	(19件)	(280名)	(0名)
本年2月中(23日まで)	1件	2名	0名
(昨年同期)	(10件)	(74名)	(0名)

平成 29 年 2 月 28 日
福 祉 保 健 局

立川市立小学校における給食による食中毒（第 2 報）

～食材の検査結果が判明しました～

平成29年2月24日（金）に発表しました、立川市学校給食共同調理場が調理・提供した給食を原因とする食中毒に関連し、下記のとおり、検査結果等が判明しましたので、お知らせいたします。

（別添：2月24日（金）、第1報）

記

1 検査結果（2月27日（月）現在）

2月16日（木）の給食の親子丼に「キザミのり」が使用されており、仕入れ先に保管されていた同じ賞味期限の未開封製品 15 検体のうち、4 検体からノロウイルスを検出しました（検査機関：東京都健康安全研究センター）。

2 ノロウイルスの遺伝子検査結果

当該「キザミのり」及び患者 7 名のふん便並びに 1 名の吐物から検出したノロウイルスの遺伝子配列検査を実施したところ、一致しました。

3 当該品への対応について

都は、当該品の製造者を管轄する大阪市に対し、検査結果を通報するとともに、流通状況の調査を依頼しました。

大阪府は、当該製造者に回収を指導し、製造者が自主回収しています。

【当該品の表示内容】

名 称	焼のり
品 名	キザミのり 2ミリ 青
原材料名	乾海苔（国産）
内容量	100g
賞味期限	17.12.01
製造者	（株）東海屋 大阪市都島区中野町2-5-2

4 自主回収対象品

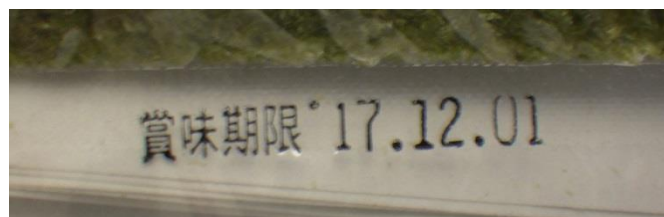
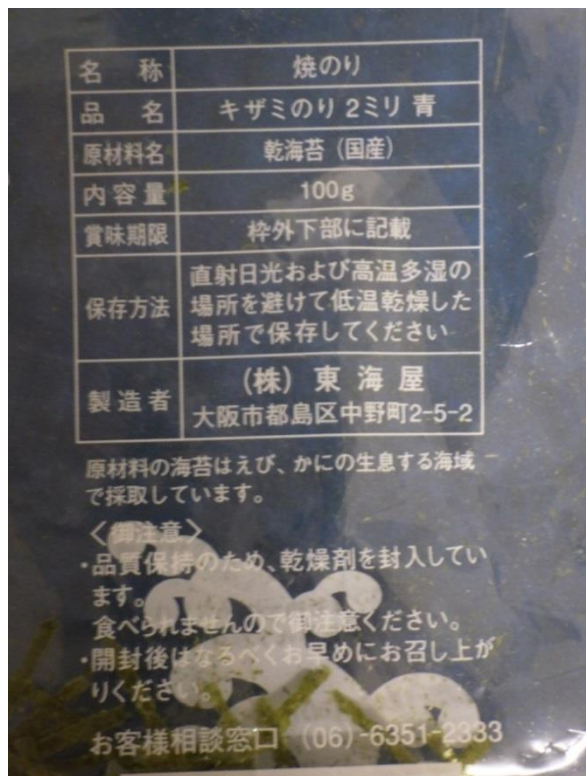
賞味期限にかかわらず、平成28年12月10日から平成29年2月27日までに販売された当該製品

問合せ先

東京都福祉保健局健康安全部食品監視課

電話 03-5320-4410・4402・4405 (ダイヤルイン)

(内線)34-350・353・382 澁谷、大山、佐々木



ノロウイルスについて

ノロウイルスによる食中毒は毎年、冬季を中心に、カキなどの二枚貝や、ノロウイルスに感染した調理従事者の手指等を介して汚染された食品を原因に多発します。

感染力が強く、数百個程度の微量のウイルスを摂取することで発症します。食品を介してだけでなく、保育園や高齢者福祉施設などの集団生活施設において、人から人への二次感染による集団発生が報告されています。

潜伏時間は24～48時間で、下痢、吐き気、腹痛、発熱（38℃以下）が主症状ですが、風邪のような症状で済む人もいます。通常は3日以内で回復します。

なお、症状が治まった後も、1週間程度は便にウイルスが排出されるほか、自覚症状がない場合にもノロウイルスに感染し、便にウイルスを排出していることがありますので、注意が必要です。

【ノロウイルスによる食中毒の予防】

- 1 カキなどの二枚貝を加熱調理する場合は、中心部まで十分に加熱（85～90℃で90秒以上）すること。
- 2 生鮮食品（野菜、果物など）は十分に洗浄すること。
- 3 トイレの後、調理をする前、食事の前にはしっかりと手を洗うこと。
- 4 下痢やおう吐、風邪に似た症状がある場合には、調理に従事しないようにすること。
- 5 盛り付け作業時、加熱工程のない食品を扱う時などは、使い捨て手袋やマスクを着用し、適宜交換すること。

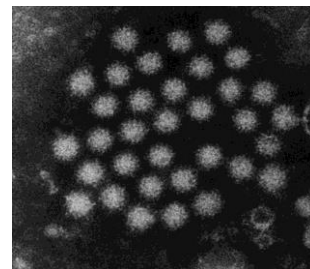
◎ 感染症予防の注意点

感染者の便やおう吐物には大量のノロウイルスが含まれています。室内で吐いてしまった場合などは、次により処理してください。

- 1 室内の換気を十分に行なうこと。
- 2 使い捨ての手袋を使用するなど、直接触れないよう注意しておう吐物を取り除くこと。
- 3 おう吐物で汚れた床などは周囲を含めて塩素系漂白剤で消毒すること。
- 4 終了後は石けんで十分に手を洗うこと。
- 5 汚れた衣類やシーツなどは熱湯や漂白剤で消毒後、他の衣類等と分けて洗濯すること。

※ ノロウイルスに関する詳しい情報は、福祉保健局のホームページ等をご覧ください。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/noro/yobou.html>



食中毒発病までの時間・症状など一覧表

厚生労働省、日本医師会、全国保健所長会発行パンフレット

「食中毒を疑ったときには」(平成21年3月)より抜粋

病因物質名	主な感染経路等	発症までの時間	主な症状
セレウス菌	肉類、スープ類、焼き飯、ピラフなど中途半端な加熱料理など	嘔吐型は1～5時間 下痢型は8～15時間	嘔吐型は黄色ブドウ球菌食中毒に類似 下痢型はウエルシュ菌食中毒に類似
黄色ブドウ球菌	常在菌・化膿した手などによる調理	1～5時間 (平均3時間)	嘔気、嘔吐、腹痛(下痢)
リステリア	乳製品・食肉加工品など	数時間～ 概ね3週間と長い	発熱、頭痛、悪寒、嘔吐
ウエルシュ菌	多種多様の煮込み料理(カレー、煮魚、麺のつけ汁、野菜煮付け)など	8～12時間	下痢、腹痛(通常は軽症で1日で回復)
ボツリヌス菌	缶詰、瓶詰、真空パック食品、レトルト類似食品など	8～36時間	めまい、頭痛、言語障害、嚥下障害、呼吸困難、乳児では便秘
サルモネラ属菌	卵、またはその加工品、食肉(牛レバー刺し、鶏肉)など	8時間～48時間 (菌種により異なる)	悪心、腹痛、下痢、嘔吐、発熱
腸炎ビブリオ	魚介類(刺身、寿司、魚介加工品)とその二次感染など	平均12時間	腹痛、激しい下痢、嘔気、嘔吐、発熱
病原性大腸菌 (下痢原性大腸菌)	牛肉の加熱不足(牛レバー刺し、ハンバーグ、牛角切りステーキ、牛タタキ)、牛の糞を堆肥に使った野菜など	12～72時間 (菌種により異なる)	下痢(血性を含む)、腹痛、発熱、嘔吐
ノロウイルス	貝類(二枚貝)、調理による食品の汚染(二次汚染)	24～48時間	嘔気、嘔吐、激しい下痢、腹痛、頭痛

病因物質名	主な感染経路等	発症までの時間	主な症状
カンピロバクター	食肉（鶏刺し、生レバー等の生食など）、飲料水、生野菜、牛乳など	平均2～3日と長い	腹痛、激しい下痢、発熱、嘔吐、筋肉痛
エルシニア	食肉、サンドイッチ、野菜ジュース、井戸水など	平均2～5日と長い	腹痛、下痢、発熱、その他虫垂炎様症状など多様な症状

平成29年2月28日

お客様へ

株式会社 東海屋
代表取締役 田中 健二

商品回収に関するお詫びとお知らせ

このたびは、弊社が製造・販売いたしました「キザミのり2ミリ青」に、ノロウイルスが検出され、本商品が原因で、召し上がった方々に嘔吐・下痢等の症状を伴う食中毒が発生する事態となりました。

被害を受けられました、児童、生徒、教職員等の皆様には、心より深くお詫び申し上げます。

ノロウイルス混入の経緯についての現時点での調査状況についてご報告いたします。

本商品は加熱処理をした後に、弊社より一部製造委託をしている「いそ小判海苔本舗」において裁断・梱包作業をし出荷しております。そのため、原料である海苔自体については加熱処理をしておりますのでノロウイルスが混入していたとは考え難く、その後の裁断・梱包作業過程において作業員を介して混入したものと考えられます。

いずれにしても弊社の品質管理体制の不備によるものですので、今後は、このような事態が発生しないよう商品管理体制をいっそう強化し、再発防止に取り組んでまいります。

本商品につきましては、平成29年2月27日に大阪市保健所から、弊社が販売いたしました商品の一部からノロウイルスが検出されたことのご連絡をいただき、同保健所のご指導のもと、自主回収に全力を尽くしているところでございます。

この点、本商品以外にも、「いそ小判海苔本舗」に製造委託した、賞味期限が2017年12月1日～2018年2月5日の全ての商品（キザミのり2ミリ青、キザミのり2ミリ、もみのり、もみのり青、もみのり徳用）についても、ノロウイルス汚染の可能性が否定できないため、自主回収対象とさせていただきます。

なお、該当商品につきましては、学校給食等の業務用商品として販売していますが、もみのり、もみのり青、もみのり徳用については、小売販売を行なっている可能性があります。お手元にごございます商品は返金対応させていただきますので、お召し上がりにならず弊社まで着払いで郵送いただきますよう、お願い申し上げます。詳細につきましては、弊社までお問い合わせください。

多大なご迷惑をおかけし申し訳ございませんが、今回の事態に対する対応並びに今後の再発防止に誠心誠意対応させていただき所存でございますので、なにとぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

【自主回収を行なう商品】

商品名：キザミのり2ミリ青	100g袋
商品名：キザミのり2ミリ	100g袋
商品名：もみのり	100g袋
商品名：もみのり青	100g袋
商品名：もみのり（徳用）	100g袋

※いずれの商品も、賞味期限が2017年12月1日～2018年2月5日のもの

【商品のご郵送先】

株式会社 東海屋

〒534-0027 大阪市都島区中野町2-5-2

TEL (06) 6351-2333 FAX (06) 6351-7588

保護者の皆様へ

株式会社 東海屋
代表取締役 田中 健二

弊社商品による食中毒事件についてのお詫び

第1 はじめに

このたびは、弊社が販売いたしました「キザミのり2ミリ青」に、ノロウイルスが検出され、本商品が原因で、召し上がられた児童、教職員の方々に嘔吐・下痢等の症状を伴う食中毒が発生する事態となり、被害を受けられました皆様には、大変申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

また、保護者の皆さまにおかれましても、大切なお子様につらい思いをさせてしまったことにより、大変なご心配とご迷惑をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

第2 ノロウイルス付着の経緯

1 通常の商品の流通経路

問題となっている商品「キザミのり2ミリ青」は、原料を仕入れて、焼加工を施し、裁断・梱包をして、出荷という流通経路をたどっております。

2 ノロウイルス付着の過程

ノロウイルスは高温処理により死滅する性質がありますので、焼加工後の工程により付着したと考えられます。

弊社では、裁断・梱包過程を「いそ小判海苔本舗」に委託していましたが、調査により、問題となっている商品「キザミのり2ミリ青」が製造された平成28年12月頃にノロウイルスによると思われる症状があったこと、手袋をせず素手で海苔を取り扱っていたことなどが判明しました。また、その後の大阪市保健所の調査により「いそ小判海苔本舗」の設備よりノロウイルスが検出され、3月4日付で無期限営業禁止処分を受けております。

従いまして、「いそ小判海苔本舗」による裁断・梱包過程でノロウイルスが付着したものと考えられます。

3 弊社の責任

本来であれば、弊社が下請業者に対して商品の品質管理・衛生管理について、厳しく管理監督しなければならないところ、これを怠ったところに問題があり、その責任はひとえに弊社の管理監督不足にあります。

第3 補償の方法について

被害を受けられた皆様への補償につきましては、弊社が責任をもって対応させて

いただきます。

補償内容としましては、治療費、交通費、慰謝料等、相当因果関係のある損害が対象となります。具体的には、後日、学校を通じ、保護者の皆様へ補償に関する書面をお送りいたします。内容をご確認の上、治療期間等の必要事項をご記入いただき、領収書控え等の書類を添付の上、ご提出をお願いいたします。



立川市教育委員会事務局

教育部学校給食課

〒190-0015 立川市泉町 1156-14

電 話 : 042-529-3511

F A X : 042-529-3516